

令和6年度

「ひと」と「ひと」で築く、やさしく住みよいまちづくり

宇城市男女共同参画年次報告書



熊本県宇城市

宇城市男女共同参画都市宣言文

私たちは、女性と男性が、それぞれに自立した一人の人間として、互いの個性を認め合い、真に平等な立場で、家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場面に参画できる「女（ひと）と男（ひと）で築く、やさしく住みよいまちづくり」を基本理念として、宇城市の男女共同参画社会の実現をめざします。

- 1 私たちは、一人一人の人権を尊重し、個性と能力が発揮できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、あらゆる分野に男女が共に等しく参画できる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、みんなが健康で安全に安心して暮らせる宇城市をめざします。
- 1 私たちは、市、市民、事業者が協働し、未来に輝くフロンティアシティ・宇城市をめざします。

宇城市はここに「男女共同参画都市」を宣言します。

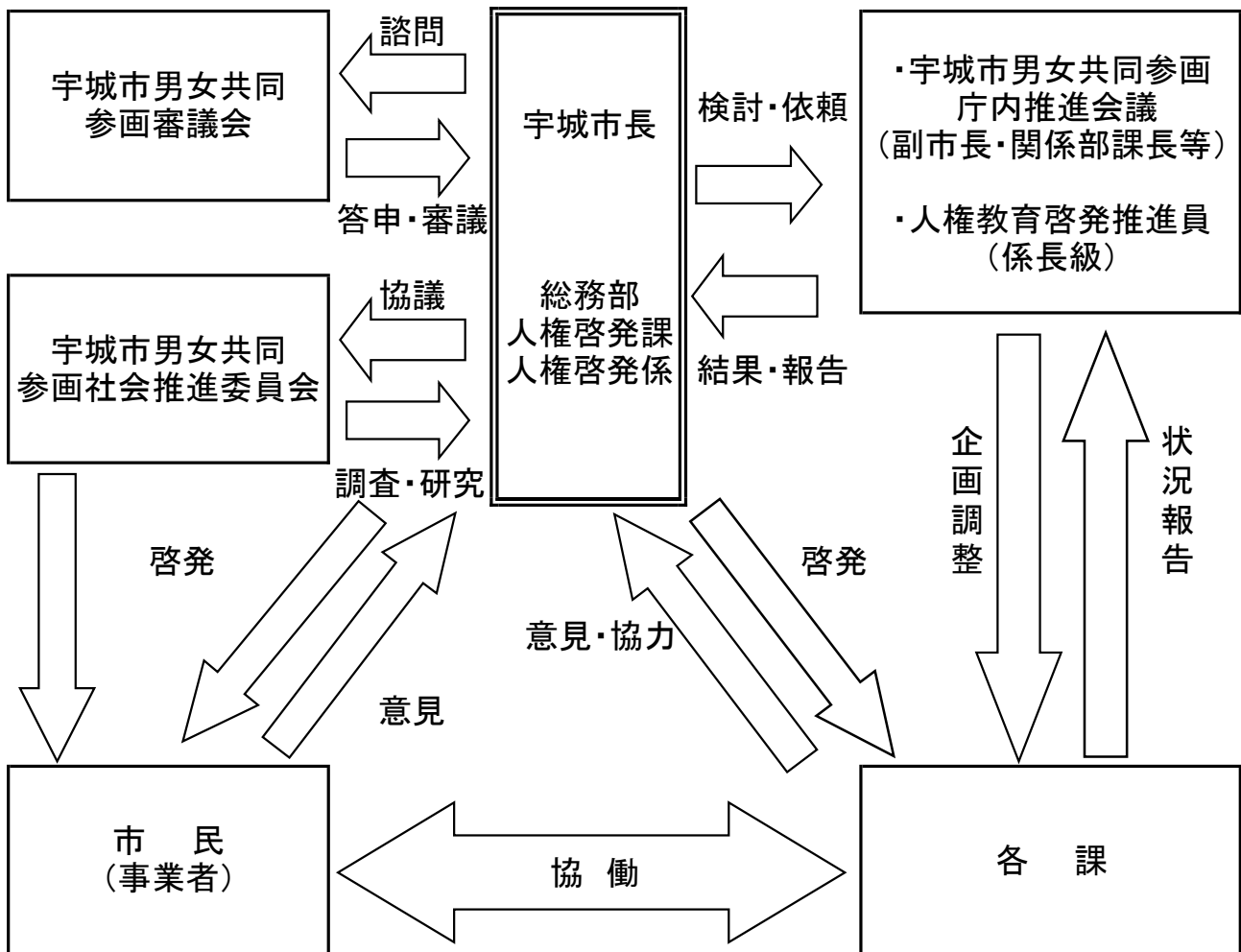
平成19年11月21日

宇城市

目 次

■宇城市男女共同参画推進体制	1
■宇城市における女性の登用状況	2
■令和6年度事業実績（人権啓発課人権啓発係）	6
■宇城市男女共同参画計画体系図	9
■宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告	11
■資料	
・宇城市男女共同参画推進条例	22
・宇城市男女共同参画推進条例施行規則	26
・宇城市男女共同参画社会推進委員会条例	27
・宇城市男女共同参画庁内推進会議要綱	28
・宇城市審議会等の設置等に関する指針	30
・審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン	32
・宇城市男女共同参画推進事業者等表彰要綱	34
・宇城市女性人材リスト登録事業実施要項	35
・宇城市における女性登用に関する「要望書」（市長）	36
・宇城市における女性登用に関する「要望書」（議長）	37
・各種審議会・委員会等への女性登用の促進について（通知）	38
・広報うき（パートナーシップ通信）	39

宇城市男女共同参画推進体制



■宇城市における女性の登用状況

①市管理職の女性の登用

役職	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
部長級	12	1	8.3	10	0	0.0	11	0	0.0	10	0	0.0	10	0	0.0
部次長級	17	0	0.0	17	2	11.8	20	2	10.0	16	2	12.5	15	2	13.3
課長級	34	5	14.7	33	4	12.1	29	6	20.7	31	7	22.6	34	7	20.6
計	63	6	9.5	60	6	10.0	60	8	13.3	57	9	15.8	59	9	15.3
課長補佐兼係長級	90	31	34.4	88	34	38.6	80	29	36.3	72	26	36.1	73	31	42.5
係長級	20	7	35.0	14	5	35.7	9	1	11.1	8	0	0.0	14	2	14.3
計	110	38	34.5	102	39	38.2	89	30	33.7	80	26	32.5	87	33	37.9
合計(役付き)	173	44	25.4	162	45	27.8	149	38	25.5	137	35	25.5	146	42	28.8
職員全体 (特別職を除く)	496	211	42.5	478	203	42.5	452	192	42.5	432	184	42.6	421	182	43.2

(各年度4月1日現在 単位:人)

②地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の女性登用

委員会等名	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
1 教育委員会	6	2	33.3	5	2	40.0	5	1	20.0	5	1	20.0	5	2	40.0
2 選挙管理委員会	4	0	0.0	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0	4	1	25.0
3 監査委員	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0
4 農業委員会(農業委員)	13	1	7.7	13	1	7.7	13	1	7.7	13	1	7.7	13	3	23.1
5 固定資産評価審査委員会	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0	5	2	40.0
広域でない委員会委員数合計	31	5	16.1	30	6	20.0	30	5	16.7	30	5	16.7	30	8	26.7
広域の委員会の委員数合計	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0

(各年度4月1日現在 単位:人)

③市議会議員

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
条例定数	22	22	22	22	22
欠員	0	1	0	0	2
現員総数	22	21	22	22	20
うち女性の数	1	1	4	4	4
女性の割合(%)	4.5	4.8	18.2	18.2	20.0

(各年度5月1日現在 単位:人)

④ 其他要綱等に基づく委員会、協議会、推進委員会等の女性の登用

委員会等名	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)	総数	女性	割合(%)
宇城市農業振興地域整備促進協議会	27	6	22.2	25	5	20.0	25	5	20.0	23	3	13.0	23	3	13.0
健康宇城市21推進協議会	20	9	45.0	20	9	45.0	20	9	45.0	24	13	54.2	24	13	54.2
宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会	14	4	28.6	14	3	21.4	14	3	21.4	14	3	21.4	14	3	21.4
宇城市男女共同参画庁内推進会議	24	11	45.8	24	11	45.8	25	12	48.0	22	11	50.0	22	10	45.5
宇城市環境対策委員会	208	23	11.1	208	24	11.5	208	19	9.1	208	20	9.6	208	19	9.1
宇城市食育推進委員会	16	11	68.8	16	11	68.8	16	12	75.0	※健康宇城21推進会議と統合			※健康宇城21推進会議と統合		
宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会	15	5	33.3	15	5	33.3	15	5	33.3	15	5	33.3	15	5	33.3
宇城市教育委員会評価委員会	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3	3	1	33.3
宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議	20	3	15.0	12	1	8.3	12	1	8.3	9	0	0.0	9	0	0.0
宇城市地域公共交通活性化協議会	20	3	15.0	20	2	10.0	22	2	9.1	22	1	4.5	22	0	0.0
宇城市後継者結婚対策推進委員会	14	6	42.9	14	6	42.9	/	/	/	/	/	/	令和5年8月終了		
宇城市都市計画マスタープラン・立地適正化計画策定委員会	/	/	/	/	/	/	14	2	14.3	/	/	/	/	/	/
宇城市立戸馳保育園民営化運営法人評価委員会	10	2	20.0	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
宇城市立大岳・青海保育園統合民営化運営法人評価委員会	12	2	16.7	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計	403	86	21.3	371	78	21.0	374	71	19.0	340	57	16.8	340	54	15.9

⑤ 地方自治法202条の3に基づく審議会等の女性の登用

				委員総数	うち女性委員数	割合(%)	
R2年度	広域の審議会を除く審議会等数	28	うち 女性委員のいる審議会数	28	391	111	28.4
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	81	29	35.8
R3年度	広域の審議会を除く審議会等数	30	うち 女性委員のいる審議会数	30	412	106	25.7
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	82	28	34.1
R4年度	広域の審議会を除く審議会等数	33	うち 女性委員のいる審議会数	30	698	167	23.9
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	80	27	33.8
R5年度	広域の審議会を除く審議会等数	31	うち 女性委員のいる審議会数	27	665	152	22.9
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	77	27	35.1
R6年度	広域の審議会を除く審議会等数	35	うち 女性委員のいる審議会数	35	711	178	25.0
	広域の審議会等数	2	うち 女性委員のいる審議会数	2	76	26	34.2

令和6年度 宇城市 委員会・審議会等 女性登用状況 調査票

令和6年4月1日現在

人権啓発課人権啓発係

分類1 地方自治法第202条の3に基づく「審議会等」
(法令、条例で設置されているもので、設置根拠となる条文の中で、調停、審議、審査、調査などを行うと定められているものとなっています。)

分類	No.	部	課	係	組織名	条例・規則	定員	任期	期間	総委員数	女性委員数	
1	1	市民部	防災消防課	防災消防係	宇城市防災会議	宇城市防災会議条例	定めなし	2年	R5.6.9～R7.6.8	41	10	
1	2	福祉部	社会福祉課	地域福祉係	宇城市民生委員推薦会	宇城市民生委員推薦会規則	14人以内	3年	R3.7.4～R6.7.3	13	3	
1	3	保健衛生部	医療保険課	国保年金係	宇城市の国民健康保険事業の運営に関する協議会	宇城市国民健康保険条例	10人	3年	R3.5.28～R6.5.27	10	4	
1	4	広域連合	総務課	介護福祉係	介護認定審査会	介護保険法第十四条	110人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	67	24	
1	5	保健衛生部	衛生環境課	衛生環境係	宇城市環境審議会	宇城市環境基本条例	15人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	13	5	
1	6	教育部	生涯学習課	公民館係	宇城市公民館運営審議会	宇城市公民館条例	10人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	10	4	
1	7	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市社会教育委員	宇城市社会教育委員設置条例	10人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	10	5	
1	8	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市図書館協議会	宇城市立図書館条例	10人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	10	5	
1	9	教育部	文化スポーツ課	文化財世界遺産係	宇城市文化財保護審議会	宇城市文化財保護審議会条例	15人以内	4年	R3.4.1～R7.3.31	7	0	
1	10	土木部	都市整備課	都市計画係	宇城市都市計画審議会	宇城市都市計画審議会条例	14人以内	2年	R4.12.9～R6.12.8	14	4	
1	11	広域連合	総務課	介護福祉係	障害支援区分認定審査会	障害者自立支援法第十五条	20人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	9	2	
1	12	総務部	総務課	行政係	宇城市明るい選挙推進協議会	宇城市明るい選挙推進協議会条例	15人以内	2年	R6.4.1～R8.3.31	13	3	
1	13	市民部	防災消防課	防災消防係	宇城市交通安全対策推進委員会	宇城市交通安全対策推進委員会条例	27	—	充て職のため、任期なし	27	1	
1	14	教育部	教育総務課	学務係	宇城市教育支援委員会	宇城市教育支援委員会条例	30人以内	2年	R5.6.1～R7.5.31	13	5	
1	15	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市不知火美術館運営協議会	宇城市不知火美術館条例	10人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	8	4	
1	16	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市不知火美術館専門委員会	宇城市不知火美術館条例	2人以上	4年	R5.4.1～R9.3.31	3	1	
1	17	教育部	生涯学習課	人権教育係	宇城市人権教育推進協議会	宇城市人権教育推進協議会条例	15人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	15	3	
1	18	市民部	防災消防課	防災消防係	宇城市生活安全推進協議会	宇城市生活安全条例	16人以内	2年	R6.2.22～R8.2.21	16	1	
1	19	教育部	生涯学習課	生涯学習係	宇城市文化ホール運営審議会	宇城市文化ホール条例	13人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	9	2	
1	20	教育部	学校施設課	学校給食係	宇城市立学校給食運営委員会	宇城市学校給食運営委員会条例	35人以内	1年	R5.6.1～R6.5.31	33	15	
1	21	総務部	総務課	文書法規係	宇城市個人情報保護審査会	宇城市個人情報保護条例	5人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	5	2	
1	22	総務部	総務課	文書法規係	宇城市情報公開審査会	宇城市情報公開条例	5人以内	2年	R5.4.1～R7.3.31	5	2	
1	23	総務部	人権啓発課	人権啓発係	宇城市男女共同参画審議会	宇城市男女共同参画推進条例	15人以内	2年	R6.4.1～R8.3.31	9	5	
1	24	総務部	人権啓発課	人権啓発係	宇城市豊野町コミュニティセンター運営委員会	宇城市豊野町コミュニティセンター条例	20人以内	2年	R5.11.1～R7.10.31	16	5	
1	25	総務部	人権啓発課	人権啓発係	宇城市男女共同参画社会推進委員会	宇城市男女共同参画社会推進委員会条例	20人以内	2年	R6.4.1～R8.3.31	15	8	
1	26	土木部	都市整備課	都市計画係	宇城市景観審議会	宇城市景観条例	15人以内	2年	R6.2.28～R8.2.27	8	3	
1	27	福祉部	こどもセンター	少子化対策	宇城市子ども・子育て会議委員	宇城市子ども・子育て会議条例	15人以内	2年	R5.7.20～R7.3.31	15	5	
1	28	市長政策部	企画課	企画統計係	宇城市総合計画審議会	宇城市総合計画審議会条例	20人以内	2年	R5.7.25～R7.3.31	9	3	
1	29	総務部	総務課	文書法規係	宇城市行政不服審査会	宇城市行政不服審査法施行条例	3人	2年	R5.12.1～R7.11.30	3	1	
1	30	市長政策部	地域振興課	まちづくり推進係	宇城市空家等対策協議会	宇城市附属機関設置条例	15人以内	2年	R4.6.14～R6.5.31	11	2	
1	31	教育部	学校施設課	学校給食係	宇城市食物アレルギー対応委員会	宇城市附属機関設置条例 宇城市食物アレルギー対応委員会運営要綱	20人以内	1年	年度途中(委嘱日)～年度末まで	
1	32	教育部	文化スポーツ課	文化財世界遺産係	宇城市三角西港文化的景観検討委員	宇城市附属機関設置条例	10人以内	2年	令和10年度まで休止中	
1	33	教育部	文化スポーツ課	文化財世界遺産係	宇城市文化的景観整備活用委員会	宇城市附属機関設置条例	10人以内	2年	R4.7.1～R6.6.30	6	0	
1	34	福祉部	高齢介護課	高齢者支援係	宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会	宇城市附属機関設置条例、宇城市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画審議会運営要綱	20人以内	3年	R6.4.1～R9.3.31	14	4	
1	35	福祉部	高齢介護課	高齢者支援係	宇城市成年後見制度利用促進審議会	宇城市附属機関設置条例、宇城市成年後見制度利用促進審議会要綱	10人以内	4年	R3.6.24～R7.3.31	9	4	
1	36	経済部	国営事業推進課	国営第1係 国営第2係	宇城市土地改良事業換地委員会	宇城市附属機関設置条例	大口西部:12人 人 国営事業:15人	換地処分完了まで 所掌事務終了まで	事業地区により任期期間に相違有	133	0	
1	37	福祉部	社会福祉課	地域福祉係	宇城市災害義援金配分委員会	宇城市災害義援金配分委員会運営要綱	5人+α		部長級5人	5	0	
1	38	教育部	教育総務課	学務係	宇城市学校運営協議会	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 宇城市学校運営協議会規則	204人以内	1年	R6.4.1～R7.3.31	183	59	
										全体	787	204
										広域	76	26
										広域外	711	178

分類2 地方自治法第180条の5(市町村におこななければならない)に基づく「委員会等」											
分類	No.	部	課	係	組織名	条例・規則	定員	任期	期間	総委員数	女性委員数
2	1	教育部	教育総務課	総務係	宇城市教育委員会	宇城市教育委員会委員定数条例	5人	4年	各委員期間が異なる	5	2
2	2	総務部	総務課	行政係	宇城市選挙管理委員会	地方自治法第181条	4人	4年	R3.3.30～R7.3.29	4	1
2	3	監査委員事務局			宇城市監査委員	宇城市監査委員に関する条例	3人	4年	議見 ①R4. 6. 27～R8. 6. 26 ②R5. 7. 1～R9. 6. 30 議選 R6. 3. 11～R8. 4. 30(議員の任期)	3	0
2	4	農業委員会事務局			宇城市農業委員会(農業委員)	農業委員会等に関する法律	13人	3年	R5.7.20～R8.7.19	13	3
2	5	農業委員会事務局			宇城市農業委員会(農地利用最適化推進委員)	農業委員会等に関する法律	20人	3年	R5.7.21～R8.7.19	19	0
2	6	総務部	総務課	行政係	宇城市固定資産評価審査委員会	宇城市固定資産評価審査委員会条例	5人	3年	R5.3.24～R8.3.23	5	2
計										49	8

【要綱等によるもの】

分類3 法令または条例以外の要綱等で任意に設置している委員会等											
分類	No.	部	課	係	組織名	要綱等	定員	任期	期間	総委員数	女性委員数
3	1	経済部	農政課	農政係	宇城市農業振興地域整備促進協議会	宇城市農業振興地域整備促進協議会運営要綱	30人以内	2年	R5.7.25～R7.7.24	23	3
3	2	保健衛生部	健康づくり推進課	さしより野菜推進係	健康宇城市21推進協議会	健康宇城市21推進協議会設置要綱	30人以内	2年	R6.4.1～R8.3.31	24	13
3	4	福祉部	社会福祉課	障がい福祉係	宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会	宇城市障がい者計画・障がい福祉計画審議会設置要項	20人以内	3年	R5.8.1～R8.7.31	14	3
3	5	総務部	人権啓発課	人権啓発係	宇城市男女共同参画庁内推進会議	宇城市男女共同参画庁内推進会議要綱	25人	1年	R6.4.1～R7.3.31	22	10
3	6	保健衛生部	衛生環境課	衛生環境係	宇城市環境対策委員会	宇城市環境対策委員会設置要綱	分別収集場所に原則1人	2年	R6.4.1～R8.3.31	208	19
3	8	福祉部	社会福祉課	地域福祉係	宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会	宇城市地域福祉計画・宇城市地域福祉活動計画策定協議会設置要綱	15人	5年以内	R2.4.1～R7.3.31	15	5
3	9	教育部	教育総務課	総務係	宇城市教育委員会評価委員会	宇城市教育委員会評価委員会設置要綱	3人	委嘱した年度の翌年度末まで	選定中(6月～予定)
3	10	市長政策部	企画課	企画統計係	宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議	宇城市まち・ひと・しごと創生有識者会議運営要綱	20人	2年	R5.11.1～R7.3.31	9	0
3	11	市長政策部	企画課	企画統計係	宇城市地域公共交通活性化協議会	宇城市地域公共交通活性化協議会設置要綱	21人	2年	R6.4.1～R8.3.31	22	0
計										337	53

分類1(地方自治法202条の3)	787	204	25.9%
分類2(地方自治法180条の5)	49	8	16.3%
分類3(任意)	337	53	15.7%
合計	1,173	265	22.6%

令和6年度 事業実績

人権啓発課

事業人	内 容	備 考
①男女共同参画審議会 (9人) 男性4人・女性5人	① 宇城市男女共同参画事業計画について ② 宇城市男女共同参画年次報告について	① 5/20(9人) ② 3/24(9人)
②宇城市男女共同参画社会推進委員会 (15人) 男性7人・女性8人	① 定例会議(4回開催) 事業計画及びパートナーシップフェスティバル開催、要望書提出について ② 啓発活動(ウイングまつばゼロビー)パープルリボン、オレンジリボンパネル展 ③ 要望書の提出 「女性登用等に関する要望書」を、市長及び市議会議長へ提出 ④ 自主勉強会 リーダー研修会参加者報告	① 5/7(9人) 8/22(11人) 9/7(10人) 11/6(9人) ② 開催期間 11/6~11/26 ③ 3/25 会長・副会長対応 ④ 11/6(9人)
③宇城市男女共同参画庁内推進会議 (22人) 男性12人・女性10人	行政内の管理職と女性職員代表の22人で構成。 ・女性登用の促進に向けた取り組みについて ・男女共同参画社会推進委員会要望書について ・啓発DVDの視聴 「心をつなぐ、はじめの一步」	7/17(22人)
④人権教育啓発推進員 (39人) 男性24人・女性15人	各課・局・室・館から選任された39人で構成。 人権教育啓発推進員研修会 ① 第1回 現地研修 ・土地差別問題について ・人権の視点からの情報発信 ・差別事象に対する取り組み ・男女共同参画推進の取り組みについて ② 第2回 講演会 ・「職場内コミュニケーションについて」 講師:キャリアコンサルタント藤本愛英さん	① 5/28(39人) ② 3/12(39人)

<p>⑤ パートナーシップ・フェスティバル</p>	<p>基調講演の講師に、大分県佐伯市の鷹鳥屋神社宮司で口演家の矢野大和さんを講師に迎え、「人は人から元気をもらう」というテーマで講演会を開催。男女共同参画等啓発パネル展も同時開催。</p>	<p>日時 9/7（土）13:30～ 場所 ウイングまつばせ 来場者数 198人</p>
<p>⑥ 各種団体・企業への啓発（出前講座）</p>	<p>① 松橋町民生委員児童委員連絡協議会 ② 松橋校区北11区福祉会いきいきサロン ③ 豊野町民生委員児童委員連絡協議会 ④ (株)スエトミ キッズランドこころ ⑤ 就労移行支援センターらぼーる宇城 ⑥ 小川町民生委員児童委員連絡協議会 ⑦ 7区地区福祉会 ⑧ 不知火町区長会 ⑨ 三角町民生委員児童委員連絡協議会 ⑩ 不知火町民生委員児童委員連絡協議会</p>	<p>① 5/13(48人) ② 5/31(30人) ③ 7/10(22人) ④ 7/27(22人) ⑤ 9/5(35人) ⑥ 9/11(37人) ⑦ 10/11(15人) ⑧ 10/29(35人) ⑨ 1/15(32人) ⑩ 2/12(28人)</p>
<p>⑦ パートナーシップ・セミナー</p>	<p>女性のためのやさしいマネーセミナー 講師：ファイナンシャルプランナー 松岡香菜子さん (株)グライブ</p>	<p>3/27 (20人)</p>
<p>⑧ パートナーシップ通信（広報うき）</p>	<p>広報うき「ウキカラ」に、啓発・イベント記事を掲載し、市民へ男女共同参画社会の啓発と意識向上を図った。</p>	<p>毎月1回 半ページ掲載</p>
<p>⑨ 女性人材リスト登録事業（32人）</p>	<p>① 女性の社会参画を支援・促進するため、各分野における人材の情報を収集し、審議会等の委員候補を紹介 ② 地域での男女共同参画推進に向けて、研修会を開催 講師：熊本県立大学総合管理学部 澤田道夫教授</p>	<p>① 令和6年度の登録 新規登録者 0人 辞退者 0人 合計 32人 ② 3/24(30人)</p>

<p>⑩男女共同参画推進事業者の表彰</p>	<p>広報うき「ウキカラ」6月号へ募集記事を掲載及び募集チラシを宇城市企業クラブに配布し募集したが、令和6年度は応募が無かったため実施していない。</p>	<p>募集期間 6月3日～7月8日</p>
<p>⑪男女共同参画週間パネル展</p>	<p>男女共同参画週間（6月23日～29日）に合わせ、市民に向け、男女共同参画に関するパネル展を実施。今年度は県男女共同参画センターから「時代を切り開いた矢嶋家の女性たち」などのパネルを借用して開催。今日の男女共同参画社会の礎を築き「四賢夫人」と呼ばれた矢嶋家の4姉妹の歩みを紹介した。</p>	<p>展示期間 6/21～30 場所 ウイングまつばせ</p>
<p>⑫その他</p>	<p>① 審議会・委員会等への女性登用の促進について職員へ周知（部長会議資料及び業務掲示板への掲載） ② 宇城市企業クラブ総会で、宇城市の男女共同参画事業について案内 ③ 宇城市企業クラブ担当課（商工観光課）と、事業主向けセミナーなどの情報を共有 ④ 男女共同参画DVD貸出事業</p>	<p>① 12/20 ② 5/24 ③ 随時 ④ 10件</p>

宇城市男女共同参画計画体系図

重点目標	施策の基本方向	No.	具体的施策
I 社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革	1	パートナーシップ・セミナー、出前講座
		2	パートナーシップ・フェスティバル
		3	広報紙による啓発活動
		4	啓発資料などによる情報提供
		5	市女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し
		6	行政内での人権教育啓発推進員の設置
		7	行政内におけるハラスメントの防止
		8	図書の充実と情報提供
		9	市で発行する広報紙などメディアにおける表現の配慮
	2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	10	男女共同参画を推進するリーダーの育成
		11	女性人材の育成及び女性人材リストの作成
		12	あらゆる分野への男女共同参画の推進
		13	地域活動組織への女性役職登用の働きかけ
		14	市女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の充実
II 男女の人権尊重	1 人権に関する意識啓発	15	市職員などの人権意識の向上
		16	豊野町コミュニティセンターの事業
		17	人権フェスタ in うきし
		18	人権擁護員による相談事業
		19	市内企業に対する研修会の開催
		20	各種団体への教育・啓発
	2 あらゆる暴力の根絶	21	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する啓発
		22	相談体制の充実
		23	関係機関の連携強化
	3 生涯を通じた男女の健康支援	24	住民健診事業
		25	健康教育と健康相談
		26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康・権利）教育

Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進	1 高齢者・障がい者福祉の推進	27	後期高齢者医療保険制度啓発事業
		28	介護保険制度学習会
		29	福祉サービス提供事業者への指導
		30	健康教室での介護予防のための情報提供
		31	高齢者・障がい者生きがい対策事業
		32	高齢者学級
	2 子育てに関する支援の充実	33	市主催行事における託児サービスの推進
		34	保育所における多様な保育の推進
		35	放課後児童クラブ（学童保育）の拡充
		36	ファミリーサポートセンター事業の拡大
		37	子育てひろば育児支援
		38	乳幼児健診・相談・教室・訪問指導
		39	ひとり親（母子・父子）家庭への経済支援
	40	子育てに関する情報提供と相談体制の充実	
	3 男女の仕事と生活の調和	41	育児・介護休業法の事業所への周知
42		男性のための料理教室	
4 男女共同参画に関する教育・学習の充実	43	男女共同参画の視点に立った教育の推進	
	44	教職員や保護者への男女共同参画教育の推進	
	45	小中学校での人権学習への支援	
Ⅳ 就業の場での男女共同参画推進	1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保	46	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保
		47	男女共同参画推進事業者の表彰
		48	企業へのハラスメント防止のための啓発
	2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進	49	商工業・農林水産業における女性の登用促進
		50	家族経営協定
		51	女性農業者への支援
Ⅴ 安心して生活できる環境づくり	1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進	52	市民の防災意識の向上
		53	防犯灯整備事業
		54	巡回パトロール
		55	男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

重点目標Ⅰ 社会制度・慣行の見直し、意識の改革

施策の基本方向 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
1	パートナーシップ・セミナー、出前講座	男女共同参画に関わる社会背景や法制度について学び、男女共同参画社会についての知識・理解を深め、暮らしの中で実践していくことを目的に、一般市民向けのセミナー・講演会を開催します。また、各種団体への講演会や出前講座も実施します。	人権啓発課	有	【セミナー】 ①女性のためのやさしいマネーセミナー 【出前講座】 ①松橋町民生委員児童委員連絡協議会 ②松橋校区北11区福祉会いきいきサロン ③豊野町民生委員児童委員連絡協議会 ④(株)スエトミ キッズランドこころ ⑤就労移行支援センター らぼーる宇城 ⑥小川町民生委員児童委員連絡協議会 ⑦7区地区福祉会 ⑧不知火町区長会 ⑨三角町民生委員児童委員連絡協議会 ⑩不知火町民生委員児童委員連絡協議会	【セミナー】 ①20人 【出前講座】 ①5/13 48人 ②5/31 30人 ③7/10 22人 ④7/27 22人 ⑤9/5 35人 ⑥9/11 37人 ⑦10/11 15人 ⑧10/29 35人 ⑨1/15 32人 ⑩2/12 28人 計10回 304人	【セミナー】 2回 計34人 【出前講座】 計10回 290人	【セミナー】 男女共同参画への気づきや参画に繋がるセミナーを企画し開催していくと共に、幅広い年齢層の参加を目指す。 【出前講座】 各種団体等に出前講座の実施を呼びかけ、市民や事業主・社員に対し、男女共同参画を推進していく。
2	パートナーシップ・フェスティバル	男女共同参画社会推進委員会と協議しながら、講演会などを開催し広く一般市民や事業所に意識啓発を行うことで、男女がともに支えあい個性と能力を発揮できる男女共同参画での人づくり・地域づくりに努めます。	人権啓発課	有	今年度は、大分県佐伯市の鷹鳥屋社社司で「口演家」の矢野 大和さんを講師に迎えて、「人は人から元気をもらおう」というテーマで基調講演を開催。また、当日は啓発パネル展の開催や、こどもセンターと連携して、子育て支援等に関する情報提供を行った。	入場者198人	入場者390人	引き続き、来場者が男女共同参画について学び、知識と理解を深める内容を検討する。また、幅広い市民が参加できるよう集客については、アンケート結果を基に関係各課と連携して取り組む。
3	広報紙による啓発活動	広報うき「ウキカラ」に毎月「パートナーシップ通信」としてコーナーを設け、男女共同参画に関する記事を掲載し、市民に広く周知・啓発を行います。	人権啓発課	有	広報紙に毎月「パートナーシップ通信」として掲載。パートナーシップ・フェスティバルやパネル展などの取組み、男女共同参画社会推進委員の紹介、アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）についてなど、男女共同参画の理解と啓発促進に向けた記事を掲載した。	掲載ページ数（A4判） 半ページ×12回	掲載ページ数（A4判） 半ページ/月（6月1ページ） 6.5ページ/年 ※6月は「出前講座」「DVD貸出事業」の紹介を行った。	今後も男女共同参画の必要性が共感できる記事を掲載していく。
4	啓発資料などによる情報提供	男女共同参画に関する啓発DVDの貸し出しを行います。	人権啓発課	有	毎年1枚DVDを購入しており、今年度は「職場の人権」に関するDVDを購入。啓発DVD貸出事業について、広報紙やホームページ、出前講座等で周知した。	利用者10件 「アンコンシャス・バイアスをなくそう」「あなたがあなたらしく生きるために」など	利用11件 「職場の人権」「ワーク・ライフ・バランス」「職場のハラスメント入門」「アンコンシャス・バイアスをなくそう」など	所持しているDVD等の関連教材を有効に活用していく。また、県で所有している教材には限りがあるため、果や他自治体との連携を図り、情報の発信・対応をしていく。
5	市女性職員の職域拡大及び男女の固定的な業務分担の見直し	男女均等な職務経験の付与に努め、性別による固定的な業務分担にならないよう、管理監督者への啓発を行うなど、市が率先して男女が平等に働ける職場環境づくりを進めます。具体的には、 ○行政職員の職域拡大の観点から、従来の慣行的職員配置を見直し、自己申告などを利用した人事異動や課内部での職務分担の変更を進めます。 ○男女共同参画の意義を研修し、これまでの固定観念にとらわれず事務を担当するなどの意識改革を促します。	総務課	有	性別に関わらず個人の適性等に配慮した人事異動、職務分担を実施した。性別に関係なく公平に配置されていると思われる職員の割合については、現在基準は無いが、今後も自己申告を基に意見を聴取していく。			これまでどおり性別に関わらず個人の適性等に配慮した人事異動、職務分担を実施していく。
6	行政内での人権教育啓発推進員の設置	年数回の研修への参加を促し、実態や取り組み状況などの進捗状況報告などを行うことで、視野やネットワークを広げ、各部署での明るい職場づくりのリーダーとなることを目的とし、市行政の各部署に「人権教育啓発推進員」を設置します。	人権啓発課	有	人権教育啓発推進員39人（各課1人）を対象に研修を2回実施。 ①5/28 豊野町コミュニティセンターで、男女共同参画計画に係る施策の実施、女性登用の促進に向けた取り組みの依頼や豊野町コミュニティセンター指導員による人権研修（現地研修）を行った。 ②3/12 キャリアコンサルタントの藤本愛英さんを迎え、「職場内コミュニケーション 男性優位、女性優位になっていないか、見過ごしていることへの気づき」というテーマで研修会を実施した。	①5/28 39人 ②3/12 39人	①5/29 39人 ②2/3 39人	市民憲章（「人権」のまちづくり）をもとに、市職員の人権意識の向上と、今後も庁内において働きやすい職場環境作りを進めるとともに、各部署で行う市民向けサービスにおいても男女共同参画の視点を意識して施策の推進を図るよう研修を行う。
7	行政内におけるハラスメントの防止	それぞれの人権を尊重し、対等なパートナーとしての意識のもと業務を遂行するよう、意識啓発のための職員研修を行います。また所属長及びハラスメント相談員は、職場におけるハラスメントを防止し、良好な職場環境の形成に努めます。	総務課	有	各職場にハラスメント相談員を選任し、ハラスメント相談体制を整えた。また、ハラスメント相談員を対象に、特定社会保険労務士を講師として「職場のハラスメント防止のための相談対応者研修」を実施した。	ハラスメント相談件数：5件 ハラスメントに関する情報提供：1回（掲示板） ハラスメントに関する研修会開催：1回	ハラスメント相談件数：1件 ハラスメントに関する情報提供：1回（掲示板） ハラスメントに関する研修会開催：1回	今後も職員研修の一つとして、ハラスメントに関する内容を取り入れていく、引き続き、相談窓口の周知啓発に努める。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
8	図書充実と情報提供	各図書館における「男女共同参画社会の関係蔵書」の購入・蔵書リストに基づき、利用の推進を図ります。また、継続して「男女共同参画社会に関する資料」の収集を行い、リストの作成と関係資料の特集を組み、情報提供の促進を図ります。	生涯学習課	有	男女共同参画週間に合わせて本館でミニフェアを実施した。選書のテーマとしては①女性の仕事復帰、男性の育児参加に関する資料、②女性起業家、男性起業家に関する資料、③近代社会で奮闘・活躍した女性に関する資料」を中心に集め、関連チラシやリーフレットも展示と合わせて設置し来館者へ情報提供を行った。	男女共同参画関連 ・関連図書資料 700冊 ・視聴覚資料 9点	男女共同参画関連 ・関連図書資料 702冊	今後も継続して関連資料の収集や男女共同参画週間と連動させた展示を行い、子どもから高齢者までの幅広い年代に情報発信をしていく。
9	市で発行する広報紙などメディアにおける表現の配慮	内閣府「男女共同参画の視点からの公的広報の手引き」をガイドラインとし、市が発行する刊行物が性差別につながる文章表現や写真・イラストなどを掲載しないように啓発を行います。	人権啓発課	有	人権教育啓発推進員研修会において、関係資料と併せて「人権の視点からの情報発信～行政としての責任と社会的影響への配慮～」に関する周知を行った。	5/28 39人	5/23 39人	ガイドラインの周知と市の刊行物の表現のチェックを継続して行う。

施策の基本方向 2 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
10	男女共同参画を推進するリーダーの育成	一般市民による、地域に密着した「男女共同参画社会づくり」を推進するため、国・県が開催する研修会への参加を支援します。今後も同様に参加者を募り、特に参加の少ない男性の地域リーダーの育成も促します。	人権啓発課	有	県主催の「男女共同参画社会づくり地域リーダー育成事業」をホームページ等で周知したが、一般の応募はなく職員1名が参加した。今年度は、東京1泊の日程で県外研修も開催され、研修内容は男女共同参画社会推進委員会会議で報告し、情報共有を図った。	職員1名参加	職員1名参加	今後も研修生を幅広く募集し、男女共同参画を推進するリーダーの育成を図る。
11	女性人材の育成及び女性人材リストの作成	女性団体などのネットワークづくりや学習会の実施、女性人材リスト登録者への研修などを通して、意思決定の場に参画できる女性の人材や地域リーダーを育成します。また、人材リストの幅広い年齢層の登録をめざし、充実を図ります。	人権啓発課	有	女性人材リスト登録者が男女共同参画に関する知識と理解を深め、積極的に市の施策決定の場である審議会・委員会、市の事業等で能力を発揮し活躍してもらうように研修会を開催した。	3/24研修会 30人 新規登録者 0人	1/25研修会 25人 新規登録者 1人	より幅広い人材を募集するとともに、委員会・審議会登用や講師選定の際に積極的にリストの活用を図ってもらうよう各課に周知を図っていく。
12	あらゆる分野への男女共同参画の推進	各種審議会・委員会などへの女性登用を積極的に推進し、30%の目標を達成するため、庁内推進会議や人権教育啓発推進員研修会の中で周知を図るほか、男女共同参画社会推進委員会から市長及び市議会議長へ女性の登用に関する「要望書」を提出し、積極的な女性の登用につなげます。	人権啓発課	有	女性登用促進について、庁内推進会議や人権教育啓発推進員会議において登用促進のための協力依頼を行った。また、男女共同参画社会推進委員会では市長及び市議会議長に対し、女性の登用促進に関する内容を含む要望書の提出が行われた。	①部長会議1回：12/20 ②業務揭示板1回：12/20 ③要望書提出1回：3月末 ④人権教育啓発推進員会議2回：5/28、3/12 ⑤庁内推進会議1回：7/17	①部長会議1回：12/23 ②業務揭示板3回：7/10、10/20、12/23 ③要望書提出1回：1/16 ④人権教育啓発推進員会議2回：5/23、2/3 ⑤庁内推進会議2回：7/5、2/6	今後も市の審議会等の設置や改選の際に女性登用の促進が図られるよう、各課にガイドラインに基づく協議書の提出を依頼し、女性委員を増やしていく。また、その際に女性人材リスト登録者の活用が図られるように周知していく。
13	地域活動組織への女性役職登用の働きかけ	行政区長会議などで、男女共同参画の研修または、情報を積極的に提供し、機会あるごとに行政区役職への女性登用を働きかけます。	総務課 各支所総合窓口課	有	【総務課】行政区長会議時に男女共同参画に関する情報を提供した。役員改選についての相談時に女性の登用を提案した。	女性行政区長数：3人	女性行政区長数：2人	機会があるごとに、情報の提供や働きかけに努めていく。
				無	【三角支所】会議が1回のみ開催で、内容も最小限に限られた為、働きかけが出来なかった。			
				無	【不知火支所】会議が1回のみ開催で、内容も最小限に限られた為、働きかけが出来なかった。			
				有	【小川支所】①行政区長会議においては会議が1回のみ開催で、内容も最小限に限られた為、働きかけが出来なかった。②衆議院議員選挙期日前投票に係る投票立会人として、地域婦人会に依頼し、委嘱を行った。	②期日前投票立会人：小川町婦人会 11人		
				有	【豊野支所】8/28行政区長研修会時に第4次宇城市男女共同参画及び宇城市における女性の登用状況の資料を基に女性登用を働きかけた。	行政区長会議時：1回		
14	市女性職員の管理職への登用推進及び職員研修の充実	キャリアアップのための政策立案研修などへの参加を推進し、男女共同参画の視点に立った職員研修を実施します。また、男女の昇進機会の均等を図るため、昇任試験を実施します。	総務課	有	係長昇任試験を実施し、積極的な受験を促した。今年度は職員アンケートを実施し、係長試験の受験意思や昇進を希望しない理由等を集計した。内容を分析し、男女の昇進機会の均等を図るために必要な仕組み等の検討を行っていく。	前年度との比較(人) 【管理監督職女性登用】 部長級：0→0 部次長級：2→2 課長級：6→7 課長補佐級：35→34 係長：0→2 ※課長級以上8→9 【係長昇任試験】 受験者：8→13 1次合格者：6→7 2次合格者：6→1 ○係長昇任試験者に占める女性の割合32.5% ○管理職に占める女性の割合15.0%	前年度との比較(人) 【管理監督職女性登用】 部長級：0→0 部次長級：2→2 課長級：4→6 課長補佐級：34→32 係長級5→1 ※課長級以上6→8 【係長昇任試験】 受験者：10→8 1次合格者：5→6 2次合格者：5→6 ○係長昇任試験者に占める女性の割合33.3% ○管理職に占める女性の割合13.3%	管理職に占める女性の割合20%の目標を達成するために、阻害する要因を分析した上で実現のための施策を検討し推進する。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

重点目標Ⅱ 男女の人権尊重

施策の基本方向 1 人権に関する意識啓発

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
15	市職員などの人権意識の向上	市職員など（会計年度・臨時を含む）を対象に、毎年人権同和問題研修会を開催し、部落差別・男女差別などあらゆる差別解消に向けて行政職員としての意識高揚を図っていきます。行政職員として、継続して学習することが重要であるため、年1回以上は全職員が人権同和問題研修会に参加します。年1回の全職員研修以外に、各種の人権同和問題研修会や研究会などにも職員の参加を要請します。	総務課 人権啓発課	有	1/29及び1/30に市役所3階大会議室で各日2回計4回に分け、職員人権同和研修会を実施。対象は、会計年度任用職員を含む全職員とした。職員が参加しやすいよう配慮し、休日出勤ではなく平日に4回実施した。	実施回数 4回 会計年度任用職員を含む全職員。研修出席者553名 ※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症により欠席した職員は後日、DVDにて視聴。	実施回数 4回 会計年度任用職員を含む全職員。研修出席者553名 ※インフルエンザや新型コロナウイルス感染症により欠席した職員は後日、DVDにて視聴。	今後も状況に応じながら職員が参加しやすい研修となるよう工夫し、引き続き実施する。
			生涯学習課	有	市内保育園・幼稚園を対象とした「就学前指導者人権教育研修」を3月に昼間と夜間に分けて実施予定。市職員研修は、人権啓発課と共同で実施している。	実施回数：2回実施 参加者数：約100人	実施回数：2回実施 参加者数：約100人	今後も市内の全保育園・幼稚園に参加を呼びかけ、全ての指導者への人権研修を積極的に取り組んでいく。
16	豊野町コミュニティセンターの事業	部落差別をはじめ、あらゆる差別を解消する発信拠点として、住民相談や教室・講座、現地研修などを実施します。また、教室・講座を開催する中で、女性問題などの人権学習を取り入れ、人権意識の高揚に努めます。	人権啓発課	有	【地域交流事業】 ①しめ縄・ミニ門松づくり教室 12月21日(土) ②コミセンフェスティバル 3月1日(土) ③うきうきコミュニティ教室 対象：地域住民 5月～1月(全6回) 【自主講座】 ④初心者向けパソコン教室(水曜コース) 6月～2月 第2・第4水曜日(全16回) ⑤初心者向けパソコン教室(金曜コース) 6月～2月 第2・第4金曜日(全16回) ⑥きめこみバッチワーク教室 7月～2月 第2・第4月曜日(全14回) ⑦さしより野菜Cooking 7月～2月 第2水曜日(全8回) ⑧歴史探訪講座 9月～1月 第4木曜日(全5回) ⑨書道教室 11月～2月 第1・3火曜日(全8回) ⑩健康教室(レクダンス) 6月～2月 第4金曜日(全9回) ⑪第11回コミセンKaTaRu宿 対象市内小4～6年生 8月1日(木)～2日(金) ⑫スマホ教室 6月～2月 第2・第4水曜日(全16回) 【現地研修】 教育事務所・小学校・中学校等依頼による 【住民相談】 人権相談・生活相談・就職相談など	①27人 (男性6人、女性21人) ②60人(予定) ③83人 (男性40人、女性43人) ④10人 (男性3人、女性7人) ⑤9人 (男性3人、女性6人) ⑥4人 (男性0人、女性4人) ⑦0人(最少開催人数を下回ったため、中止) ⑧8人 (男性2人、女性6人) ⑨11人 (男性2人、女性9人) ⑩13人 (男性0人、女性13人) ⑪29人 (男性10人、女性19人) ⑫9人 (男性4人、女性5人) 【現地研修】14団体310人 【住民相談】生活相談8件・教育相談2件	①28人 (男性13人、女性15人) ②63人 ③98人 (男性48人、女性50人) ④10人 (男性 2人、女性 8人) ⑤ 7人 (男性 4人、女性 3人) ⑥4人 (男性 0人、女性 4人) ⑦8人 (男性 1人、女性 7人) ⑧ 8人 (男性 2人、女性 6人) ⑨ 7人 (男性 1人、女性 6人) ⑩13人 (男性 1人、女性11人) ⑪38人 (男性13人、女性25人) ⑫10人 (男性4人、女性6人) 【現地研修】11団体249人 【住民相談】生活相談：4件・就労相談：1件	事業を計画通り実施することができ、各参加者数もコロナ前と同水準以上に増加した。今後も安全安心に施設利用が出来るよう配慮する。また、宇城市豊野町コミュニティセンター運営委員会の意見等を踏まえ、魅力ある事業及び講座を推進し、市民の人権意識の高揚を図る。さらに、住民相談の窓口としての充実を目指し、職員のスキルアップを図る。
17	人権フェスタinうきし	講演会や保育園、小・中及び支援学校の発表を通して、人権尊重の必要性について理解を深めるとともに、豊かな人権感覚を身につけ、すべての市民がこの地域に生まれて良かったと思えるような地域社会を築き上げることを目的として実施します。また、参加しやすいように市内5会場で開催し、市民の人権意識の高揚を図るとともに、より多くの市民に参加していただけるよう、イベント内容などについても検討を行います。	生涯学習課	有	講演や、人権擁護委員による寸劇や、コッコウ隊の出演。また、小中学校・特別支援学校の人権標語や人権啓発パネル展示を人権フェスタ開催各会場の5会場で行った。また、今年度は、コロナ禍前まで実施していた子どもらのアトラクションも復活した。	実施回数：年5回 参加者：延べ約1300人	実施回数：年5回 参加者：延べ約900人	今後も内容の充実を図りながら、市民が参加しやすいように地域毎の会場での開催を継続し、市民の人権意識の高揚を図っていく。
18	人権擁護委員による相談事業	女性問題・DV・ハラスメントをはじめとする人権問題について、市内5地域で人権擁護委員による人権相談を実施します。	人権啓発課	有	・市内5カ所（三角支所・不知火防災拠点センター・宇城市役所新館・レポート・豊野支所）にて、人権擁護委員による特設人権相談を開催した。（行政相談委員による行政相談(担当課：総務課)と同時開催。)なお、開催日等は回覧・情報メールで周知している。人権擁護委員から相談者の年代・性別・大まかな内容について報告を受けている。	開催数：30回 相談者：21人	開催数：30回 相談者：7人 (男性2人、女性5人)	これまでと同様、市民へ広く周知を行い、人権擁護委員と連携をとりながら、事業に取り組み。
19	市内企業に対する研修会の開催	宇城市企業クラブなどに対し、人権同和問題・男女共同参画について社員研修を実施します。	人権啓発課	有	企業クラブ総会で事業を紹介すると共にホームページにも掲載し周知を行った。今年度は、子どもの人権1件、障害者の人権1件の研修を開催した。	出前講座実施 2件 ①7/27(株)スエトミ キッズランドこころ 22人 ②9/5就労移行支援センターらぼー宇城 35人	出前講座実施 2件 7/29 キッズランドこころ19人 11/14 社会福祉協議会 30人 ※開催依頼 個別企業訪問 7	参加者の満足度が向上するよう、内容の充実を図る。
20	各種団体への教育・啓発	高齢者学級・女性学級・婦人学級・家庭教育学級などの団体へ人権学習を行ったり、各種講座に地域人権教育指導員を講師として派遣したりすることによって、教育・啓発に努めます。	生涯学習課	有	各地区の高齢者・女性学級等の公民館講座の一つに人権教育を加えるようにしており、受講生は人権フェスタinうきしへ参加した。	高齢者学級 11学級 女性学級5学級	高齢者学級 11学級 女性学級5学級	今後も各種講座や各種団体などの学習会に、人権教育講座の導入をすすめ、引き続き人権意識の高揚や啓発に努める。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

施策の基本方向 2 あらゆる暴力の根絶

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	取り組み指標		今後の方向性		
					令和6年度	参考:令和5年度			
21	DV・ハラスメント・いじめ・虐待などに関する啓発	広報紙や市ホームページへの掲載や講演会・講座の開催を通して、DVなどが人権侵害であることや、相談窓口について広く市民に周知します。また、あらゆる機会を利用して各機関や各課と連携しながら、広報や展示物、研修会などにおいて暴力の根絶に努めます。	高齢介護課	有	介護サービス従事者連絡協議会の全体研修会（Web）で高齢者虐待に関する研修を実施し、介護サービス従事者への啓発を行い、あわせて市の高齢者虐待の発生状況と傾向を伝え、医療・介護サービス従事者と情報共有を図った。	研修会1回	研修会1回	次年度も引き続き高齢者虐待に関する啓発・研修を要介護施設従事者向けに実施していく。	
			社会福祉課	有	障害者虐待防止センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、ケース会議等を開催した。また、市民後見人養成講座にて虐待防止に関する研修を実施した。	ケース会議：5件 家庭訪問：0件 研修 1回	ケース会議：2件 家庭訪問：0件 実地確認：2件		障害者虐待防止センターや相談支援事業所等の関係機関と連携し、周知に努めるとともに、計画的に各町の単位民児協等で研修を行う。
			子ども未来課	有	社会福祉課・市民課・教育委員会・子どもセンター・警察等と連携し市民の実態把握に努め、ウイングまつばせのロビーにおいてパネル展を行い啓発に努めた。				ケース対応で市民の意識や実態を把握し、今後の支援策に活かす。
			こどもセンター	有	女性相談員（母子・父子自立支援員）・社会福祉課・市民課・健康づくり推進課・教育委員会・警察等と連携し、個別相談・ケース検討会議などを通して、市民の意識や実態を把握するよう努めた。また、ウイングまつばせロビーにおいてパネル展示や講話を行い啓発に努めた。				他部署や関係機関との連携を通して市民の意識や実態を把握し、様々な機会を活かして啓発や支援をしていく。
			人権啓発課	有	①パートナーシップフェスティバルにおいて、プログラム表面に女性の相談窓口を記載し周知を図った。 ②11月の「パープルリボン：女性に対する暴力をなくす運動」の期間中に「オレンジリボン：児童虐待防止推進キャンペーン」と併せて、こどもセンターと共同で啓発しおりを作成、また、ウイングまつばせロビーにおいて啓発パネル展を行った。会場には大型ツリーを設置し、来場者にオレンジとパープルのメッセージカードに暴力根絶への思いを書いて、ツリーに結んでもらうという取り組みを行った。 ③広報12月号にパネル展実施と啓発ポスターを掲載した。	①来場者198名に配布。 ②しおりは各10部ずつ庁舎トイレに設置（本庁+各支所） ※メッセージカードへの記入117枚 ③半ページ	しおりの配布 市内 小中学校17校 高校2校 防災拠点センター6か所 ※ミニツリーは設置済みのため補充しおりのみを配布		引き続き、市民に向けて広く啓発及び相談窓口の周知を行うとともに、若年層に向けた啓発を進めるために教育機関と連携して取り組んでいく。
22	相談体制の充実	DV・ハラスメント・虐待相談に対して適切な対応ができるよう、様々な研修会などへの参加により、各種相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関（警察・女性相談センター・市民課・民生委員・行政区長など）と連携し、早急な対応ができる体制を確立します。いじめについては、人権教育など、心の教育を中心に実施し、物事のルールや規範意識の醸成を行います。心の相談員、駆け込み電話、学校啓発連絡協議会などを通じ、心のケアを行い、心身ともに調和のとれた青少年の健全育成をめざします。	高齢介護課	有	市地域包括支援センターで総合相談窓口を設けて高齢者虐待の相談に対応した。虐待通報に関しては同センターと連携し状況に応じてケース検討会議を行った。	研修参加：4回 ケース会議：8回	研修参加：3回 ケース会議：9回	今後も市地域包括支援センターと連携し、相談体制の充実を図る。	
			社会福祉課	有	「障害者虐待防止法」に基づき、障害者虐待防止センターを設置し、通報・届出・相談を24時間・365日の対応を行った。	通報：1件 届出：1件 相談：25件 調査：19件	通報：5件 届出：0件 相談：26件 調査：15件		24時間・365日の通報・届出・相談対応できる体制を継続し、早期発見・早期対応・早期支援に努める。
			子ども未来課	有	相談業務に関する知識・技能の向上のため、行政・相談員連絡協議会等による研修会に積極的に参加してスキルアップを図った。	国3回、県5回、協議会2回	内閣府1回、県3回、協議会1回		今後も引き続き、熊本県や熊本市・警察など外部の相談機関を活用し連携して取り組んでいく。
			こどもセンター	有	児童虐待・相談支援業務に関する知識・技能の向上のため、児童相談所・行政等による研修会に積極的に参加した。	児相2回 県1回	児相2回 県1回		こどもセンターが中心となり、包括的に子育てや児童虐待等の相談や支援体制を構築していく。
			人権啓発課	無	女性からの相談や情報提供があった場合は、女性相談員（子ども未来課）へ情報共有を行った。	相談件数1件			庁内の相談業務を担当している職員と連携して適切な相談体制を構築していく。
			生涯学習課	有	「子ども安心コール」について、小中学生及び保護者らへ、チラシの配布や市HP等を通して、広くPRした。 電話、メール、フォームの各方法で相談を受け付けており、必要に応じて相談員と相談者の面談、学校や関係各機関との連携による問題解決を図っている。	相談件数：4件	相談件数：10件		各小中学校を訪問し、児童生徒や保護者へ「子ども安心コール」を周知すると共に、広報紙やインターネット等を活用し、悩んでいる児童生徒や保護者に情報が届くよう、体制作りに取り組む。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

No.	具体的施策	取り組み内容	実施有無	・実施した場合は具体的な取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性	
					令和6年度	参考:令和5年度		
23	関係機関の連携強化	介護事業所、警察、民生委員、地域包括支援センター等と連携し、虐待の早期発見・早期対応を行います。また、宇城市高齢者虐待防止ネットワーク協議会を設置しており、必要に応じ会議及びケース検討会議を開催します。	高齢介護課	有	必要に応じて、担当者から県認知症対策地域ケア推進課・高齢支援課や県虐待専門職チームへ、虐待に関する専門的な相談・報告や研修会の講師派遣依頼等を行っている。	相談：1回 報告：3回 依頼：1回	派遣依頼及び相談3回	今後も県や専門機関等との連携を強化していく。
		宇城圏域障害者虐待防止センターを設置するとともに、宇城圏域障がい者支援協議会に有識者、警察等の関係団体及び地域関係組織の代表者等が所属する権利擁護部会を設置し虐待防止のネットワークを構築しています。これら2つの機関が連携し虐待の早期発見・早期対応を行います。	社会福祉課	有	宇城圏域障害者虐待防止センター会議を開催し、障害者虐待に関する検討会を行った。なお宇城圏域障がい者支援協議会「権利擁護部会」は、新型コロナウイルス感染症の影響でしばらく開催できていなかったため、規約の変更や部会員の交代等についてコアメンバーで協議を行った。	障害者虐待防止センター会議：3回	障害者虐待防止センター会議：3回	宇城圏域障害者虐待防止センター会議や宇城圏域障がい者支援協議会「権利擁護部会」を計画的に開催し、常に関係機関や関係者の連携を深め、早期発見・早期対応・早期支援に努める。
		DVケースでは、警察、県女性センター等と連携し、相談者の支援を行います。児童虐待ケースでは、児童相談所、警察、保育所・学校等と連携して対応します。	子ども未来課	有	県女性センター等と連携し、意見交換や情報交換をするなどして連携の強化を図った。宇城市要保護児童対策協議会の「実務者会議」で、関係機関との情報交換等を行った。			ケース対応での情報交換等を通じて関係機関との連携を強化する。
			こどもセンター	有	ケース検討会議等を通じて連携を密にし、適切・迅速な支援が行えるよう努めている。また、宇城市要保護児童対策協議会の「代表者会議」「実務者会議」「個別ケース検討会議」を適宜行い、関係機関によるケースの情報交換等を行った。	代表者会議：1回 実務者会議：1回 ケース会議：100回	代表者会議：1回 実務者会議：2回 ケース会議：105回	代表者会議・実務者会議・ケース会議等を通して、関係機関への周知啓発及び連携強化に努める。
		対象児童の状況把握や、情報交換を行うための協議会の求めに応じて、家庭児童相談員などと連携し、情報交換及び協議を行い、対象児童・生徒の状況把握するとともに状況改善を行います。	教育総務課	有	児童福祉センターが主催する児童相談担当者連絡会議で、対象児童・生徒の状況把握と支援方法について意見交換し連携強化の取り組みを行った。	実施回数：12回	実施回数：5回	今後も児童相談担当者会議で、対象児童・生徒の状況把握や支援方法について連携強化に取り組んでいく。

施策の基本方向 3 生涯を通じた男女の健康支援

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的な取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
24	住民健診事業	生活習慣病の予防・早期発見のため、生活習慣病健診及びがん検診の受診を促進するとともに、健診結果に対応した個別の健康指導を行い、充実を図ります。	健康づくり推進課	有	○特定健診（基本健診）について、20歳以上の希望する住民に対し受診できる機会を設けている。 ○がん検診については、国の実施方針に沿って実施している。 ○健診受診者に対しては、健診結果により生活習慣改善必要者に個別面談・訪問等を実施。要精密検査未受診者に対しては、受診勧奨訪問等を実施している。	特定健診 対象者数：9,298人 受診者数：3,895人 受診率：41.9%	特定健診 対象者数：9,341人 受診者数：3,925人 受診率：42.0%	・特定健診受診率は、コロナ禍前に回復傾向にあるが、第4期特定健康診査等実施計画の目標（60%）にはほど遠い状況である。受診率向上対策として、未受診者や健診中断者に対して、個別の受診勧奨を図るとともに、各行政区の健康づくり推進員の協力を得ながら、健診受診と生活習慣病予防の早期発見・予防の必要性等について広く周知を図っていく。 ・がん検診についてもまずは「受診すること」が重要であるため、早期発見・早期治療の重要性を伝えていく。 ・若い頃から生活習慣病や健診受診に関する意識づけができるように乳幼児健診時受診勧奨チラシを配布するなど保健指導に取り組んでいく。
25	健康教育と健康相談	保健センターなどで、随時・定期的健康相談を電話や面談・訪問などにより保健師や管理栄養士が受け付けます。また、必要に応じて関係機関へつなぎます。	健康づくり推進課	有	○随時、健康相談を受け、必要に応じ、地区担当保健師が訪問等を実施。 ○健康相談を宇城市保健福祉センターで、実施している。令和6年度より生活習慣病健診を受けた方のページメータや体組成測定、相談なども行っている。 ○健康教育は、ライフステージに合わせた健康講話に生活習慣病予防を目的とした「さしより野菜・たっぷり野菜・減塩」、宇城市の特定健診関係・国保医療費・介護保険の状況等を盛り込み実施している。	健康相談：11回 246人 地区健康教育：38回 842人	健康相談：11回(5月を除く月1回) 242人 地区健康教育：33回 660人	・健康相談・健康教育は、引き続き実施予定。 ・地区健康教育に関しては、今後も「さしより野菜・たっぷり野菜・減塩」や「高血圧予防」を盛り込んだ、ライフステージに合わせた健康講話等を実施する予定。
26	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）教育	健康教育、各種相談や子育て広場など様々な機会を通し、男女を問わずリプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発を行います。特に、出産後の2か月訪問時には、産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種健診や健康相談を利用して、性差に偏らない共同子育てを啓発します。	健康づくり推進課	有	○2か月児訪問（全戸訪問）等で産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種乳幼児健診や健康相談・母子健康手帳交付時を利用して、性差に偏らない共同子育てを啓発している。 ○令和5年度より、新たに「産後ケア事業」を開始し、産後ケアを必要とする人、全員が利用できるように体制整備と周知を図っていった。	母子健康手帳交付者数 325人 2か月児訪問実施率 97.8% 乳幼児健診受診率 97.80% 健康相談 11回 119人 個別相談： 766人	母子健康手帳交付者数 354人 2か月児訪問実施率 98.3% 乳幼児健診受診率 98.1% 健康相談 11回 220人 個別相談：734人	今後も、2か月児訪問等で産後うつ自己評価表を使って産後のメンタルケアに努める他、各種乳幼児健診や健康相談・母子健康手帳交付時を利用して性差に偏らない共同子育ての啓発を継続していく。また、産後ケアを必要とする人を支援から取りこぼさないように、周知を強化していく。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

重点目標Ⅲ 家庭・地域での男女共同参画推進

施策の基本方向 1 高齢者・障がい者福祉の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	実施した場合は具体的な取り組み 実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
27	後期高齢者医療保険制度啓発事業	後期高齢者医療保険制度の現状と手続きなどを周知する事により、適正受診を推進します。毎月実施する説明会と併せて、広報紙へも制度について掲載し全世帯への周知を図ります。	医療保険課	有	①新規資格取得時の説明会を感染防止に留意しながら実施した。説明会では、医療保険制度の説明、保健師による血圧管理やフレイル予防についての保健指導を実施した。また、来庁が難しい欠席者の方には、簡易書留で郵送する際に、資料にマーカーでチェックするなど、高齢者に分かりやすいように工夫した。 ②5年度に引き続き、新規加入者へ歯科口腔健診受診券を交付し、受診率の向上を図った。	①毎月4カ所(市役所・支所)で実施 ②随時	①毎月4カ所(市役所・支所)で実施 ②随時	①毎月4カ所(本庁・三角・小川・豊野支所)で説明会を実施し、心身の状況を確認すると共に保険制度への理解を深めてもらうことで、納付意識を高めてもらう。 ②高齢者の保健予防と歯科健診率向上に向けて取組を強化することで、介護予防の一体的実施の取組みの1つであるフレイル予防の周知啓発を図ります。
28	介護保険制度学習会	公的サービスをうまく利用して介護負担が少しでも軽減されるよう、老人会、各種会合などで学習会を実施します。	高齢介護課	有	説明会については、各種団体から依頼があった場合に実施しており令和6年度は依頼がなかったため未実施。	未実施	説明会1回 参加者数15人	今後は若年層に向けても説明を行い介護・介護保険についての理解を深めてもらう。
29	福祉サービス提供事業者への指導	性別役割分担意識を助長しないようにサービス提供事業者へ指導を行います。また、地域包括支援センターと連携し、宇城市介護保険サービス従事者連絡協議会専門部会などにおいて、利用者の尊厳を尊重したサービス提供に繋がるよう指導、助言を行います。	高齢介護課	有	市地域包括支援センターと連携し、市介護保険サービス従事者連絡協議会専門部会で利用者の尊厳を尊重したサービスの提供につながるような研修会を実施した。	総実施回数：2回 ・居宅部会1回 ・福祉系サービス部会1回	総実施回数：3回 ・居宅部会1回 ・訪問部会1回 ・通所部会1回 ※合同部会なし	研修会内容に「利用者の尊厳の尊重」を盛り込み、今後も継続実施する予定である。
30	健康教室での介護予防のための情報提供	65歳・75歳の節目に、健康講話を実施し、介護予防の取り組みの動機づけとします。また、介護保険係や地域包括支援センター、介護予防事業評価会議、サービス事業所などの会議へ出席し、介護予防プログラムの実施状況を確認し施策を検討します。	健康づくり推進課	有	○65歳の介護保険被保険者証交付対象者に対し、健診の受診勧奨や生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する情報を郵送し、介護予防につながるよう情報提供している。希望により個別相談に応じている。(75歳の節目には医療保険課で健康講話を実施している) ○介護予防事業評価会議に出席し、介護の状況をふまえた施策を検討している。	実施回数：12回(郵送)、 対象者：671人 個別相談者数：50人	実施回数：12回(郵送) 対象者(65歳)：872人 個別相談者数：57人	高齢期の生活習慣病予防が、介護予防や健康寿命の延伸と深くかかわることから、医療保険課、高齢介護課と連携し、切れ目ない健康づくりを継続していく。 本市の健康課題である高血圧予防を中心とし、健診の受診勧奨を継続していく。また引き続き個別相談の機会を設け対応していく。介護予防事業の施策については、本市の健康課題や地域の現状を情報共有し、効果的な施策への検討を継続して実施していく。
31	高齢者・障がい者生きがい対策事業	高齢者の健康と生きがいづくり、「元気」高齢者の育成、高齢者の福祉の増進を図るため、老人クラブなどを支援します。また、高齢者の生きがいの充実や高齢者の就労支援の促進を図ることを目的とするシルバー人材センターの事業を支援します。障がいのある人が自立し、社会参画しやすい環境支援を促進します。	高齢介護課 社会福祉課	有 有	高齢者の生きがいづくりや福祉増進を図るため、老人クラブ運営補助金を交付し、市老人クラブの活動を支援した。また、高齢者の就労支援促進のため市シルバー人材センター運営補助金を交付し、同センターの就労支援活動を支援した。 広報ウキカラにおいて、老人クラブの取り組みの特集記事の掲載を予定。作成したポスターを後期高齢者説明会にて掲示したり、ロビーなどでパン 障がいのある人やそのご家族からの就労相談や地域で安心して暮らせるための一般相談の対応を宇城市障がい者自立支援センターで行った。相談形態は来所、電話、家庭訪問等。	市老人クラブ連合会補助金：7,070,000円 シルバー人材センター補助金：10,981,000円	市老人クラブ連合会補助金：7,452,000円 シルバー人材センター補助金：10,981,000円	今後も引き続き高齢者の生きがいづくりや健康増進のための活動支援を行っていく。
32	高齢者学級	健康など様々な分野の講座を開催し、「出会い」「触れ合い」「学び合い」「結びあい」を基本に、学級生の自己の向上、生活の向上を図り、生涯学習の推進やまちづくりに寄与することを目的として実施します。	生涯学習課	有	三角町5学級(三角、戸馳、大田尾、郡浦、大岳)、不知火町1学級、松橋町3学級(松橋、豊川、当尾・豊福)、小川町1学級、豊野町1学級において、開催した。	11学級 103講座 2,367人	11学級 103講座 2,531人	今後も男女平等意識を高めて健康づくり等、各種講座を開催し、自己の向上や地域の交流、まちづくりに寄与することを目指す。講座内容も趣向を凝らしアップデートさせ、新規学級生を増やす。

施策の基本方向 2 子育てに関する支援の充実

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	実施した場合は具体的な取り組み 実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
33	市主催行事における託児サービスの推進	育児中の参加者の利便性を図るため、託児サービスを市主催行事に設定するよう、関係各課に要請し、推進します。	人権啓発課 こどもセンター	有	人権啓発課 ・パートナーシップセミナー(子育て世代の女性向けマネーセミナー) こどもセンター ・NPプログラム(子育て支援:母親の子育て支援) ・BPPプログラム(子育て支援:母子の絆作り)	人権啓発課 ・10人 こどもセンター ・60人(見込) ※利用者はほぼ女性	人権啓発課 ・6人 こどもセンター ・53人(見込) ※利用者はほぼ女性	本サービスの普及を図るために、趣旨の説明及び情報提供を随時行う。
34	保育所における多様な保育の実施	多様化する働き方に対応するため、それぞれの保育需要に応じて、延長保育・病後児保育・一時預かりなど多様な保育の充足を図ります。	子ども未来課	有	①延長保育、②病児・病後児保育、③休日保育、④一時預かり、⑤障がい児保育等を実施した。	実施保育園：①21園、②2園、③1園、④11園、⑤20園	実施保育園：①21園、②2園、③1園、④11園、⑤20園	今後も継続していくとともに、多様な保育サービスのニーズに対応していく。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的な取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
35	放課後児童クラブ(学童保育)の拡充	育児と仕事を両立できるように、放課後児童クラブ(学童保育)を拡充するとともに、障がい児の受入体制を確立します。	子ども未来課	有	宇城市管内12小学校において、16カ所の学童保育所に対応している。保護者会運営9カ所、社会福祉法人運営7カ所、障がい児の受入れについては、すべての学童保育所で取り組んでいる。	障がい児受入体制となる学童保育所数:16カ所	障がい児受入体制となる学童保育所数:16カ所	各種研修会等に参加し、指導員の資質の向上を図り、今後も継続して取り組んでいく。
36	ファミリーサポートセンター事業の充実	ファミリーサポートセンター業務について、令和5年度より市直営となり、こどもセンター内にて業務を行っている。事業を広く周知するとともに、共働き家庭などの子育て支援を充実します。また、緊急サポートセンター事業も取り込んだ形で拡充します。	こどもセンター	有	育児の支援を行いたい人(援助会員と)育児の支援を受けたい人(利用会員)とを会員として事業を実施中。会員状況(援助会員53人、利用会員166人、両方会員5人、実会員224人)	・研修:3回 ・会合(交流会):1回 ・事前打ち合わせ:21回 ・相談:18件 ・説明会:40件 ・啓発活動:2431件 ・活動(月平均11件)	研修:3回 会合(交流会):1回 事前打ち合わせ:16回 相談:26件 説明会:36件 啓発活動:157件 活動(月平均10件)	令和5年度から市直営での運営を行っており、利用会員の増加は見られるも援助会員の登録者が少ない状態。今後はファミリーサポートセンター事業について周知し、援助会員の会員確保に取り組んでいく。
37	子育てひろば育児支援	就学前の乳幼児と保護者が集い、交流・育児情報交換、仲間づくりの場を提供することで、育児不安の解消を図り、育児支援を行うことを目的に、令和5年度から市で直営している「子育てひろば」として実施します。	こどもセンター	有	市HPや市役所ロビー・保健センターに子育てひろば通信を掲載し、事業を広く周知している。また、ひろばでの活動や交流を通して、育児不安や孤立等の解消に努めた。R5.6月から新型コロナウイルスが5類となり、今まで制限されていた人数制限も解除され、より多くの親子が利用できるようになった。7月から不知火支所2階に移転し、ひろばの活動を行っている。	月平均利用人数250人	月平均利用人数161人	平成27年度から支援センターと同様の子育て拠点事業を展開している。地域に根付いた特色のある活動を実施し、利用者の増に繋げる。
38	乳幼児健診・相談・教室・訪問指導	健診や育児相談、訪問指導などを実施し、年齢に応じた育児情報の提供を行い、親がゆとりをもって子育てできるよう支援します。保護者が安心して子育てできるよう、健診などでの個別相談を充実します。	健康づくり推進課	有	○乳幼児健診や健康・育児相談、訪問指導等を実施し、年齢に応じた育児情報の提供(資料・ホームページ・広報等)を行い、親がゆとりをもって子育てできるよう支援している。 ○保護者が安心して子育てできるよう、乳幼児健診等での個別相談・乳幼児訪問・電話相談等を実施し、地区担当保健師・管理栄養士を中心に対応している。 ○今年度から、母子手帳・子育て支援アプリ「UKI星」を活用し、月齢に応じた情報をプッシュアップで提供した。	乳幼児健診受診率98% 健康相談数11回119人 育児相談数89回169人 母子訪問指導、電話相談数1,656件	乳幼児健診受診率98.1% 健康相談数11回220人 (5月を除く月1回) 育児相談数85回156人 母子訪問指導、電話相談数1,935件	安心して子育てができるように、乳幼児健診や育児相談、訪問指導等を実施し、年齢に応じた育児情報の提供を行い、地区担当保健師・管理栄養士を中心に今後も支援していく。母子手帳・子育て支援アプリ「UKI星」を充実させ、子育ての不安の軽減を図っていく。
39	ひとり親(母子・父子)家庭への経済支援	ひとり親(母子・父子)家庭の自立を目標に、児童扶養手当支給・医療費助成など経済的な支援を行います。また、広報やホームページなどを利用し、生活福祉資金貸付制度を周知するとともに、母子自立支援員を中心に、就職の斡旋・技能の習得を支援します。	子ども未来課	有	ひとり親(母子・父子)家庭の自立を目標に、児童扶養手当支給・医療費助成だけでなく職業訓練や支援制度等についてホームページに掲載し周知に努めた。	・高等職業訓練自立支援教育訓練給付金利用者:4名 ・自立支援給付金利用者:1名	・高等職業訓練自立支援教育訓練給付金利用者:3名 ・自立支援給付金利用者:0名	児童扶養手当申請や現況届・医療費助成申請の際に就職・転職・資格取得相談等あった場合、制度説明等を行い、今後もひとり親家庭の自立に向けて支援していく。
40	子育てに関する情報提供と相談体制の充実	子育て支援センター・保育所・保健センターの各施設において、子育てに関する情報提供と相談に対応します。	子ども未来課 こどもセンター	有 有	市のホームページ及び市広報で子育てに関する情報を提供した。 子育てに関する相談事業の周知と情報提供を行うとともに、市のHPや宇城市母子・子育て支援アプリ「UKI星」を活用し、子育てに関する情報提供を行った。			市広報・HP及び母子・子育てアプリ「UKI星」を活用し情報を発信する。

施策の基本方向 3 男女の仕事と生活の調和

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的な取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
41	育児・介護休業法の事業所への周知	市内事業所の会合、宇城市企業クラブ研修会などの機会を捉え、育児・介護休暇が取りやすい職場環境づくりへの理解を求めるとともに、育児・介護休業法に関するリーフレットや広報及びホームページなどで周知し、理解を図ります。	商工観光課	有	企業クラブ会員へのチラシ配布 企業クラブ行政との懇談会での議題の1つとし、参加者で議論を行った。	研修会 1回 チラシ配布 29部	チラシ配布 44部	引き続き、関係課と連携して、研修会等を開催する。チラシ配布、広報及びHPなどで周知、理解を図っていく。
42	男性のための料理教室	男性も自らの健康に気を配り、元気に暮らしていくことができるよう、食生活改善推進員などと協力しながら、自立支援と生活習慣病の予防を目的に、男性対象の料理講習を実施します。	健康づくり推進課	有	○初心者コースとステップアップコースを設け、対象者に合わせた料理講習を食生活改善推進員と協力し実施。さしより野菜・たっぷり野菜・減塩レシピをはじめ、家庭で作りやすいレシピや季節に合わせたレシピの説明と料理講習を行った。 ○参加しやすい事業展開を行うため、初心者コースを小川会場、ステップアップコースを松橋・三角会場にて実施した。	実施回数 ・初心者コース5回 ・ステップアップコース22回 計27回 参加者数 ・延べ 311人	実施回数 27回 参加者数 325人	回数や場所等検討しながら、今後も継続して実施し、さしより野菜・たっぷり野菜・減塩等の実践をはじめ、食生活を通じた健康に対する意識高揚を図るとともに、男性の家事自立を支援し、男女共同参画の社会づくりの一翼を担っていく。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

施策の基本方向 4 男女共同参画に関する教育・学習の充実

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
43	男女共同参画の視点に立った教育の推進	男女共同参画の視点に立った教育を推進できるよう、校内研修などを通して教職員間の相互理解を図り、教育の中で積極的に男女共同参画意識を高める機会を設けます。	教育総務課	有	男女共同参画意識は、教職員、児童生徒間で共有できており、児童・生徒役員や係活動などについて性別に関係なく選出し協力ができている。	男女混合名簿の導入 小学校12校 中学校5校	男女混合名簿の導入 小学校12校 中学校5校	男女平等、共同参画意識の向上に向け、発達段階ごとの教材研究を行い、男女共同参画の視点に立った教育を推進していく。
44	教職員や保護者への男女共同参画教育の推進	教職員や保護者が校内研修や授業参観時のミニ教育懇談会を通して、固定的な性別役割分担意識を見直し、男女共同参画意識を高める取り組みを行います。	教育総務課	有	男女共同参画に関する視点を入れた研修を通して、教職員間で男女共同参画を学習し意識を高める取り組みを行った（7校は講話での研修実施）。	研修等実施 小学校12校 中学校5校	研修等実施 小学校12校 中学校5校	今後も、校内研修や各種保護者会時に男女共同参画についての学びを推進していく。
45	小中学校での人権学習への支援	小中学校で行われる人権学習の授業へ要望により宇城市地域人権教育指導員の講師派遣や人権DVDの貸与などで学校での人権学習への支援を行います。	生涯学習課	有	①夏休みに市内児童保育所へ出向き「子ども人権出前講座」実施。 ②市内小中高への人権DVDの貸与。 ③学校からの要請により地域人権教育指導員が学校へ授業づくりの講師として対応。	①7学童施設、240人 ②4校 ③1校	①6学童施設、168人 ②1校、3年生対象 ③1校、5回	人権教育主任会議等で人権教育の講師派遣や視聴覚教材の貸し出しの呼びかけを行う。今後も、継続して実施していく。

重点目標Ⅳ 就業場での男女共同参画推進

施策の基本方向 1 雇用などの分野における男女の均等な機会と待遇の確保

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
46	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	市内事業所に対し、研修会や出前講座、広報・ポスターなどを利用して、男女雇用機会均等法及び労働基準法の周知と職場での男女共同参画推進の理解を図ります。	商工観光課	有	企業クラブ会員へのチラシ配布	研修会 2回開催 チラシ配布 44部	チラシ配布 44部	引き続き、関係課と連携して、研修会等を開催する。チラシ配布、広報及びHPなどで周知、理解を図っていく。
			人権啓発課	有	企業クラブの総会を利用して事業紹介を行った。また、依頼があった事業所に対し出前講座を実施した。	出前講座2回	出前講座2回	引き続き、男女共同参画推進の必要性を伝えられるよう、出前講座などの取組内容を改良しながら継続的に取り組んでいく。
47	男女共同参画推進事業者の表彰	男女共同参画の視点から、優良な取り組みを行う企業を表彰するとともに、企業の取り組みを紹介します。	人権啓発課	無	企業クラブ総会やホームページで募集したが、今年度は応募が無かった。	/	応募1件、表彰1件	企業クラブ総会や広報誌、ホームページで呼びかけを行う。
48	企業へのハラスメント防止のための啓発	市内事業所の会合などの機会を捉え、ハラスメント防止への理解を深め、事業所の従業員を対象にハラスメント研修を実施します。	商工観光課	有	企業クラブ会員へのチラシ配布	研修会 2回開催 チラシ配布 44部	チラシ配布 44部	引き続き、関係課と連携して、研修会等を開催する。チラシ配布、広報及びHPなどで周知、理解を図っていく。
			人権啓発課	無	企業クラブ総会で出前講座とDVD貸出事業の周知を行ったが、申し込みがなく実施しなかった。	/	出前講座0回	市内事業所に必要性を伝え研修会を行っていく。併せて研修会が困難な場合はDVD貸出事業の周知を図る。

施策の基本方向 2 商工業・農林水産業における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
49	商工業・農林水産業における女性の登用促進	施策方針・決定の場へ女性の参画を推進するため、商工関係団体や農林水産関係団体などへの女性の積極的な登用を図ります。	農政課	有	宇城市農業振興地域整備促進協議会委員においては関係団体から選出しており、女性の積極的な推薦を依頼したが3/23名となっている。農業女性アドバイザーについては登録人数が少なくなり、推薦してもらうことはできなかった。 人・農地プラン検討会については2/6名。	農振協議会:25名中女性5名 人・農地プラン検討委員会: 6名中女性2名	農振協議会:23名中女性3名 人・農地プラン検討委員会: 6名中女性2名	関係団体推薦としているため、3割を超えるよう極力女性の選出について協力いただくよう依頼していきます。
			商工観光課	無	宇城市後継者結婚対策推進委員会での女性委員の登用を行う予定であったが、令和5年8月で宇城市後継者結婚対策推進事業が終了したため実施しなかった。	/	/	宇城市後継者結婚対策推進事業が終了し委員会もなくなり、今後の予定はない。
			農業委員会	有	令和5年7月の改選において3名就任。(改選前2名) 令和6年11月にくまもと農業委員会女性委員の会委員として、九州・沖縄ブロック農業委員会女性委員研修会に3名参加した。女性の視点から求められる活動のあり方や、県域を越えた情報収集・意見交換等を行うことができた。	委員33名中女性委員3名	委員33名中女性委員3名	くまもと農業委員会女性委員の会委員として地域農業者の期待に応えられるよう研修会等に積極的に参加し、農業委員会活動における資質向上に努める。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
50	家族経営協定	女性の農業労働・家事労働を適正に評価し、農休日の確保や報酬などの就業条件を整備した家族経営協定の締結を推進することで、女性の共同経営者としての地位を確立し、社会参画を支援します。また、各認定農業者組織でメリット(意義)をPRし、締結戸数の拡充を目指します。	農政課	有	認定農業者の新規・更新申請時において、「家族農業経営協定の」概要を説明し、新規締結の取組を支援した。	家族経営協定締結数:191戸 (三角39、不知火15、松橋51、小川172、豊野14)	家族経営協定締結数:188戸 (三角39、不知火15、松橋51、小川169、豊野14)	家族協定を補助金の対象条件としているものもあり、引き続き協定の推進を図ります。
51	女性農業者への支援	女性農業者の地位向上・能力の活用に向けて、農業団体、女性組織などとの連携による推進体制を強化するとともに、農業経営者としての自覚や、経営活動への一層の参画促進のために、女性認定農業者の拡大を図ります。	農政課	有	市認定農業者協議会女性部において農産物の特産品について研修を実施し、認定農業者協議会支部にて女性部活動・研修会を実施した。	女性部研修5回 (宇城市が主体となって実施している指標に変更) (内訳) 本体1回 三角1回 松橋1回 小川2回	女性部研修4回 (内訳) 本体1回 三角1回 松橋1回 (意見交換会) 小川1回	認定農業者協議会女性部活動を継続することで女性農業者の拡大、地位向上を図ります。

重点目標V 安心して生活できる環境づくり

施策の基本方向 1 防災・その他の分野における男女共同参画の推進

No.	具体的施策	取り組み内容	担当課	実施有無	・実施した場合は具体的取り組み ・実施しなかった場合はその理由	取り組み指標		今後の方向性
						令和6年度	参考:令和5年度	
52	市民の防災意識の向上	市民の防災意識向上のため、地域の消防団との連携を充実し、男女がともに参画した広報活動や防災啓発を推進します。また、地域との協力体制の中で、女性消防団員の特色を生かした活動を検討するとともに、女性部による車両広報活動や女性消防団員による救急救命訓練などを行います。加えて、宇城市消防団広報紙に女性部の活動を掲載し、加入促進を図ります。	防災消防課 各支所総合窓口課	有	【防災消防課】月に1度広報活動を行った。また、防災訓練や救急フェア等に参加し女性分団で市民向けに救命救急講習をおこなった。	広報活動 月1回	広報活動 月1回	さらなる特色を生かした活動を行っていきたい。 今後は、宇城市女性部消防団として活動を実施する。 状況に応じて、必要な防火啓発活動や救急救命訓練を実施する。また、団員の加入促進は、消防団と連携し引き続き積極的に取り組む。 今後は宇城市女性部消防団として活動を実施する。 今後も宇城市女性部消防団として活動を実施する。
				無	【三角支所】女性消防団の統合により、三角女性部による活動を実施しなかった。			
				有	【不知火支所】女性消防団の統合により、不知火女性部による活動の実施しなかったが、不知火町民生委員児童委員協議会において、救急救命・AEDの使い方についての講習会を開催。	講習会:1回 参加者:27人 (男性11人・女性16人)	講習会:1回 参加者:24人 (男性11人・女性13人)	
				無	【小川支所】女性消防団の統合により、小川女性部による活動を実施しなかった。			
53	防犯灯整備事業	行政区における防犯灯の設置に対して補助金を交付し、自主防犯意識の高揚を図り、市民生活の安全に寄与します。※市として防犯灯を維持(修繕)することにより、市内での犯罪防止を図ります。また、行政区の希望する箇所への新設に対し10割補助をします。(条件、上限あり)	防災消防課 各支所総合窓口課	有	【防災消防課】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	行政区補助:10基 修繕:8件	新設:7基 修繕:7件	市として防犯灯を維持(修繕)することにより、市内での犯罪防止を図る。また、行政区の希望する箇所への新設に対し10割補助をする。(条件、上限あり)
				有	【三角支所】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	新設:0基 修繕:3件	新設:1基 修繕:104件	
				有	【不知火支所】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	新設:0基 修繕:0件	新設:5基 修繕:0件	
				有	【小川支所】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	新設:3基(行政区補助) 修繕:27基	新設:12基(行政区補助) 修繕:7件	
				有	【豊野支所】修繕及び行政区の設置要望に対する補助	新設:3基 修繕:4件	新設:16基 修繕:2件	
54	巡回パトロール	毎月1回、登校道路を中心に青色パトロール車による巡回を行い、防犯啓発に努めます。春・秋の交通安全週間登校道路を中心に青色パトロール車による巡回を行い、防犯啓発に努めます。また、事件発生時には再発防止のため現場付近を中心に巡回します。PTA防犯パトロール隊を育成し、活動時には青色パトロール車の貸出を行います。※宇城市やPTA・地区民会議等によるパトロール隊にて定期的に通学路を中心に青色パトロール車による巡回 ※交通安全運動期間・年末特別警戒等での巡回	防災消防課 各支所総合窓口課	有	【防災消防課】:春と秋の交通安全運動期間中に巡回	実施日数:11日 参加延べ人数:16人(男性14人、女性2人)	実施回数:20回 参加者:40人(男性40人、女性0人)	宇城市やPTA等によるパトロール隊にて定期的に通学路を中心に青色パトロール車による巡回や交通安全運動期間・年末特別警戒等での巡回により、防犯啓発に努める。また、不審者事案発生時に巡回していく。
				有	【三角支所】PTA青色防犯パトロール隊:月1回程巡視活動を実施。市:春・秋の交通安全運動期間に4回。	実施回数:PTA5回、参加者延べ8人(男性7人、女性1人)市4回(女性4人)	実施回数:PTA8回、参加者延べ20人(男性7人、女性13人)市4回(女性4人)	
				有	【不知火支所】春と秋の交通安全運動期間中に巡回	実施回数:4回、参加者延べ:5人(男性2人女性3人)	実施回数:4回、参加者延べ:6人(男4人女性2人)	
				有	【小川支所】春と秋の交通安全運動期間中に巡回	実施回数:3回、参加者延べ:3人(男性3人、女性0人)	実施回数:4回、参加者延べ:4人(男性4人)	
				有	【豊野支所】春・秋の交通安全運動期間中に巡回	実施回数:4回(男性2、女2)	実施回数:0回	
				有	生涯学習課	有	毎週1回程度、小中学生の下校時に防犯と交通安全を目的に青色防犯パトロールを実施している。毎月、青少年育成市民会議の松橋・小川地区民会議で街頭指導を実施している。	
55	男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進	過去の災害における妊婦や子供、高齢者など様々な状況におかれた人への支援の課題を踏まえ、男女共同参画の視点に立った防災・復興の推進に取り組みます。	人権啓発課	有	男女共同参画社会推進委員会から、防災・復興分野への女性の参画推進を引き続き行うよう要望が行われた。	・要望書提出 1回	・要望書提出 1回	今後は、担当課と情報を共有し、啓発に努める。

宇城市男女共同参画計画 令和6年度実績報告

◎P11 NO. 1 「パートナーシップセミナー・出前講座」の詳細について

番号	日付	セミナー名	参加者数
①	3/27	女性のためのやさしいマネーセミナー	20人

番号	日付	出前講座	内容	参加人数
①	5/13	松橋町民生委員児童委員連絡協議会	「人権問題について」 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	48人
②	5/31	松橋校区北11区福祉会いきいきサロン	DVD視聴「老いを生きる」 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	30人
③	7/10	豊野町民生委員児童委員連絡協議会	「人権問題について」 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	22人
④	7/27	(株)スエトミ キッズランドこころ	保育の振り返りのための研修 講師：人権啓発課職員	22人
⑤	9/5	就労移行支援センター らぼーる宇城	人との関わり方について 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	35人
⑥	9/11	小川町民生委員児童委員連絡協議会	「人権問題について」 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	37人
⑦	10/11	7区地区福祉会	高齢者の人権について 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	15人
⑧	10/29	不知火町区長会	人権啓発DVD視聴 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	35人
⑨	1/15	三角町民生委員児童委員連絡協議会	「人権問題について」 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	32人
⑩	2/12	不知火町民生委員児童委員連絡協議会	「人権問題について」 講師：豊野町コミュニティセンター指導員	28人

< 資 料 >

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進(第10条—第20条)

第3章 宇城市男女共同参画審議会(第21条—第27条)

第4章 雑則(第28条)

附則

【前文】

男女が互いに人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀のわが国社会を決定する最重要課題とされている。

本市においては、男女共同参画を市行政の重要施策と位置付け、パートナーシップをテーマとした啓発事業や行動計画策定などさまざまな取組を進めてきた。しかしながら、男女の固定的な性別役割分担の意識は依然として存在しており、本市が目指す将来都市像「未来に輝くフロンティアシティ・宇城」の実現には、まだ多くの課題が残されている。

このような状況にかんがみ、本市が将来にわたり発展していくためには、市民一人一人が男女共同参画社会の必要性を十分に理解し、家庭、職場、学校、地域など、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが必要である。

そこで、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、“女ひとと男ひとで築く、やさしく住みよいまちづくり”を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 国籍を問わず、市内に居住し、又は市内に通勤若しくは通学するすべての者をいう。
- (4) 事業者 営利又は非営利を問わず、市内において事業活動を行うすべての個人及び法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント あらゆる場において、性的な言動により相手を不快にし、個人の生活環境を侵害する行為又はその行為を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他の親密な関係にある、又はあった者に対して、身体的、精神的、経済的又は社会的等の苦痛を与える暴力的行為をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次の各号に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき促進されなければならない。

- (1) 男女の人権の尊重 男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること及びその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 社会における制度又は慣行についての配慮 社会における制度又は慣行について、男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響が中立的に働くよう配慮されること。
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画 男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の

下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、地域及び職場における活動その他の活動を行うことができるようにすること。

- (5) 生涯を通じた健康への配慮 男女が対等な関係の下に、互いの性について理解を深めることにより、妊娠、出産その他の性と生殖に関してお互いの意思が尊重され、かつ、生涯にわたって心身ともに健康な生活が営まれるよう配慮されること。
 - (6) 国際的協調 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることをかんがみ、国際的な協調の下に行われること。
 - (7) 市、市民及び事業者の協働 男女共同参画社会の形成は、市、市民及び事業者の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働により行われること。
- (実現すべき姿)

第4条 市、市民及び事業者は、男女共同参画社会の形成に当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる実現すべき姿の達成に努めるものとする。

- (1) 家庭において実現すべき姿
 - ア 家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動が、家族を構成する男女相互の協力と社会の支援の下に行われ、職場や地域など社会における活動と両立できる家庭
 - イ 男女の生涯にわたる健康が保持及び増進され、安心かつ安全な暮らしが営まれる家庭
 - ウ 家庭内のあらゆる暴力行為がなく、家族がお互いの人権を尊重し合う家庭
- (2) 職場において実現すべき姿
 - ア 採用、配置、賃金、昇進等における男女格差が解消され、個人の能力、個性、意欲等が十分に発揮できる職場
 - イ 男女が共に育児、介護等に係る休業や休暇を安心して取得でき、ゆとりをもって家庭生活と職業生活が両立できる職場
 - ウ セクシュアル・ハラスメントがなく、安心して働ける職場
- (3) 学校において実現すべき姿
 - ア 一人一人の個性、能力及び可能性を伸ばす教育が推進され、進学や就職に関し性別にとらわれることなく、多様な選択ができるような進路指導が行われる学校
 - イ 人権を尊重し、男女が互いを思いやる心を育む教育が推進される学校
 - ウ 教職員等の研修が実施され、男女共同参画社会の形成が促進される学校
 - エ 保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校等の異校種間での連携を図りながら、男女平等教育が推進される学校
- (4) 地域社会において実現すべき姿
 - ア 性別による固定的な役割分担意識や慣行等が必要に応じて見直され、男女が共に意思決定に参画できる地域社会
 - イ 男女がそれぞれの能力を発揮しながら対等な立場で地域活動に参画し、共に責任を果たすことにより、心豊かに安心して暮らせる地域社会

(市の責務)

第5条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、計画的に実施しなければならない。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成の促進を図り、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に努め、男女が対等に事業活動に参画する機会を確保するとともに、その事業に従事する者の職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動の両立ができるよう職場環境の整備に努めなければならない。

2 事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第8条 何人も、性別を理由とした差別的な行為を行ってはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティック・バイオレンスを行ってはならない。

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力等を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定等)

第10条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画計画」という。)を定め、これを公表しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を定めるときは、市民の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

3 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第11条 市は、広報活動を通じて、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 市は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する市民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(家庭生活と職業生活等の両立の促進)

第12条 市は、男女が共に家庭生活と職業生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(商工業、農林水産業等における男女共同参画社会の形成の促進)

第13条 市は、商工業、農林水産業等の自営業において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、その経営又はこれらに関する活動若しくは地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(市の附属機関等における積極的改善措置)

第14条 市は、審議会等を設置するに当たっては、委員の数が男女のいずれかに偏らないよう配慮し、男女が共に政策や方針の立案及び決定に参画できる機会を確保するよう努めるものとする。

2 市長その他の市の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第15条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第16条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上及び財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第17条 市は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施する市民及び団体の活動を支援するための拠点施設の設置等必要な措置に努めるものとする。

(男女共同参画週間)

第18条 市は、市民及び事業者において広く男女共同参画社会の形成についての理解を深めるとともに、男女共同参画社会の形成に関する活動への積極的な参加を促進するため、宇城市男女共同参画週間(以下「男女共同参画週間」という。)を設けるものとする。

2 男女共同参画週間は、国の男女共同参画週間に合わせ6月23日から1週間とする。

3 市は、男女共同参画週間において、その趣旨にふさわしい事業を実施するものとする。

(苦情の処理等)

第19条 市民及び事業者は、市が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情又は相談があるときは、市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項に規定する苦情又は相談の申出があった場合は、その処理のため必要があると認めるときは、宇城市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

(年次報告)

第20条 市長は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度報告書を作成し、公表するものとする。

第3章 宇城市男女共同参画審議会

(設置)

第21条 男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項について調査審議するため、宇城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申するとともに、市長に必要な意見を述べることができる。

- (1) 第10条に規定する男女共同参画計画策定等に関する事項
- (2) 第19条の苦情等の対応に関する事項
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する重要事項

(組織等)

第23条 審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、男女共同参画の推進に関し識見を有する者及びその他適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会)

第25条 審議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(専門部会)

第26条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者をもって組織する。

3 専門部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。

(庶務)

第27条 審議会の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

第4章 雑則

(委任)

第28条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、宇城市男女共同参画推進条例(平成19年宇城市条例第36号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(苦情の申出)

第2条 条例第19条第1項に規定する苦情(以下「苦情」という。)を申し出ようとする者(以下「申出者」という。)は、苦情申出書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(苦情の処理)

第3条 市長は、苦情を処理したときは、苦情の申出に対する回答書(様式第2号)により、その結果を申出者に通知するものとする。

2 市長は、苦情の処理において必要と認めるときは、申出に係る施策を行う市の機関に対し、関係資料の提出又は説明を求めることができる。

(処理しない申出)

第4条 市長は、次のいずれかに該当する申出については、処理しないものとする。

- (1) 判決、裁判等により確定した事項
- (2) 裁判所において係争中の事案又は行政庁において不服申立ての審理中の事案に関する事項
- (3) 議会に請願又は陳情を行った事項
- (4) 苦情の申出に係る処理の結果に関する事項
- (5) この制度の趣旨から受け付けることが適当でない認められる事項

(審議会委員の公募)

第5条 条例第21条に規定する宇城市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の委員を選定しようとするときは、市民の中から2人を公募の方法により選任するよう努めるものとする。

(専門部会)

第6条 条例第26条に規定する専門部会は、審議会が必要とする専門的な事項について調査研究し、その結果を審議会に報告しなければならない。

2 専門部会は、委員5人以内で組織し、前項に規定する任務が終了したときは、解任されるものとする。

附 則

この規則は、平成20年2月1日から施行する。

○宇城市男女共同参画社会推進委員会条例

平成20年3月17日

条例第10号

(設置)

第1条 男女共同参画に関する総合的な推進に資するため、宇城市男女共同参画社会推進委員会(以下「推進委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会の啓発とその推進に関する事。
- (2) 男女共同参画に関する調査及び研究に関する事。
- (3) 男女共同参画社会推進のための基本計画改定に関する事。
- (4) 男女共同参画社会施策について必要に応じて市長に意見を述べる事。
- (5) その他男女共同参画社会の形成に必要な事項に関する事。

(組織)

第3条 推進委員会は、市長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の代表
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 推進委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、推進委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進委員会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 推進委員会に、必要に応じて部会を置くことができる。
- 4 部会は、会長が指名する委員をもって組織し、会長が招集する。

(庶務)

第7条 推進委員会の庶務は、総務部人権啓発課において行う。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(設置)

第1条 宇城市における男女共同参画社会に関する総合的な施策の推進を図るため、宇城市男女共同参画庁内推進会議(以下「庁内推進会議」という。)を設置することとし、この訓令はその設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画社会の総合的な施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する関係部局相互間の連絡、調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関すること。

(組織)

第3条 庁内推進会議は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(会長及び副会長)

第4条 庁内推進会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は副市長を、副会長は総務部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 庁内推進会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

(関係職員等の出席)

第6条 会長が必要と認めるときは、関係職員等を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 庁内推進会議に、第2条各号に掲げる事項について調査及び研究をさせるため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、市職員のうちから会長が任命する。
- 3 専門部会に部会長その他必要な職員をおくことができる。

(庶務)

第8条 庁内推進会議の庶務は、総務部人権啓発課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この訓令は、平成17年2月21日から施行する。

附 則(平成17年9月27日訓令第48号)

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成18年5月22日訓令第16号)

この訓令は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年7月20日訓令第20号)

この訓令は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成19年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年4月1日訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成22年4月27日訓令第5号)

この訓令は、平成22年5月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第8号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日訓令第4号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月28日訓令第4号）
この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月28日訓令第4号）
この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

宇城市審議会等の設置等に関する指針

(趣旨)

第1条 この指針は、法令(条例を含む。以下同じ。)に定めがある場合を除き、審議会等の設置等に関する基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針において「審議会等」とは、法令の規定により設置された附属機関及び市政運営上の意見の聴取、交換、懇談等を行うため市長等が設置した懇談会等をいう。

(審議会等の設置)

第3条 審議会等の設置に当たっては、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 行政の簡素化・効率化及び行政責任の明確化の観点から、真に必要な場合に設置すること。
- (2) 審議会等の委員の数は20人以内とすること。ただし、法令に定めがある場合その他特別な事情がある場合を除く。
- (3) 設置目的の達成時期が明らかであるものについては、設置条例等に廃止期日を明示すること。

(審議会等の委員の選任)

第4条 審議会等の委員を選任するに当たっては、次に掲げる事項を遵守するよう努めるものとする。

- (1) 職員を委員に選任しないこと。ただし、法令に定めがある場合又は審議会等の性質等に照らしやむを得ない場合を除く。
- (2) 同一人物を10以上の審議会等の委員に選任しないこと。
- (3) 委員を関係団体から選任する場合は、当該団体の長に限らず、広く構成員の中から選任できるよう関係団体と協議を行うこと。
- (4) 一の審議会等の委員に同一人物を8年を超えて継続して選任しないこと。ただし、任期の途中において達する場合を除く。
- (5) 法令で選任される委員の職が既定されている場合を除き、審議会等の委員における男女それぞれの数が概ね同数となるようあらかじめ人権啓発課長に意見を聞くこと。

2 審議会等の委員の一部を公募するに当たっては、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 審議会等の設置目的、募集人員、任期、応募資格、選考方法、問合せ先等を明らかにした上で、広報紙、市ホームページ等を通じて広く市民に周知することにより行うこと。
- (2) 選考に当たっては、応募者から必要事項を記載した書面等の提出を受け、その内容について、公正な選考を行うこと。
- (3) 審議会等の所管課は、公募による委員の選考を終えたときは、速やかにその結果を応募者全員に通知すること。

3 委員に選任しようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定は適用しない。

- (1) 審議会等の審議、調査等の内容に密接な関連を有する団体の代表者又はこれに準ずる

と認められる者であつて、実質的な審議、調査等を行う上で欠くことのできないとき。

(2) 審議会等の審議、調査等の内容に不可欠かつ卓越した専門的知識又は経験を有していること等により、他の者に替えることができないとき。

4 所管課長等は、委員に選任しようとする者の他の審議会等委員への選任状況について、総務課長に確認するものとする。

5 所管課長等は、委員の選任又は改選を行った場合は、総務課長に報告するものとする。
(その他)

第5条 この指針に定めるもののほか、審議会等の設置に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン

平成27年5月26日

1 目的

このガイドラインは、宇城市男女共同参画計画に基づき、政策・方針決定過程への女性の参画を促進することを目的とする。

2 対象

このガイドラインにおいて、「審議会等」とは、宇城市審議会等の設置等に関する指針第2条に掲げるものをいう。

3 目標

審議会等委員における女性委員の割合を30%以上とする。

4 人権啓発課長への事前協議

- (1) 所管課長は、審議会等委員の委嘱等を行おうとする日から起算して2ヶ月前までに、女性委員の登用につき、人権啓発課長に事前協議の申出をするものとする。この場合において、事前協議の申出は、「審議会等委員への女性の登用促進に係る事前協議書」（様式第1号）により行うものとする。
- (2) (1)の申出があった場合、人権啓発課長は、所管課長に対し、女性の人材に関する情報の提供や助言を行うものとする。
- (3) 所管課長は、(2)の情報及び助言を参考にして、審議会等委員にできるだけ女性を登用するよう努めるものとする。
- (4) 所管課長は、審議会等委員を選任したときは、速やかに人権啓発課長に「審議会等委員への女性の登用促進に係る報告書」（様式第2号）を提出するものとする。
- (5) このガイドラインに基づく事前協議を経た場合においては、所管課長は、審議会等委員の選任の伺いに「人権啓発課長事前協議済み」と記載し、事前協議書の写しを添付するものとする。

5 取り組みの方向性について

所管課長は、女性の登用が進まない原因に応じて、それぞれ次の各号に掲げる取り組みに努めるものとする。

- (1) 特定の役職に就いていることを委員就任の要件としていることが要因である場合
団体又は機関の長、役員等に女性が少ない現状では、長、役員等の特定の役職を指定することは、事実上女性の登用促進を妨げる結果となることから、委員構成、職、定数の見直し等、女性の登用の余地のある他の方法に改めること。
- (2) 推薦団体から女性が推薦されないことが要因である場合

- ア 団体推薦の対象としている関係団体に対し、団体の長や役員といった役職に限らず、構成員の中から柔軟に適任者を推薦してもらうよう要請すること。
 - イ 長、役員等に限定した推薦依頼は、極力避けること。
 - ウ 女性の構成員が少ない、又は極端に少ない団体から推薦を受けている場合は、推薦団体に女性の多い団体を加えるなど、女性が推薦されやすい工夫をすること。
- (3) 必要とする職種又は専門分野に女性が少ないために女性の登用が進まない場合
- ア 特定の職種、専門的分野からの選任が必要なものについては、狭義の専門領域に限定せず、関連領域にまで広げるとともに、肩書きや特定の職種にこだわらず、広く人材を求めるようにすること。
 - イ 委員の区分を学識経験者に限定せず、審議に生活者、消費者等の視点を取り入れていくという観点から、従来の委員の区分に生活者、消費者等の区分を設けるなど、女性が登用されやすい条件づくりを行うこと。
 - ウ 前任委員から女性の適任者の推薦を受けたり、関係者に女性の候補者について問い合わせる等、常に女性の専門家を見出すよう努めること。
- (4) やむを得ない事由により、前各号の取り組みを行うことが困難な場合においては、それぞれの事由に応じて、可能な限り女性を登用するための工夫を行うものとする。

6 女性人材リストの整備及び提供

人権啓発課長は、審議会等委員への女性の登用促進を図るため、女性の人材に関する情報を収集し、女性人材リストとして整備するとともに、所管課長の求めに応じ、提供するものとする。

宇城市男女共同参画推進事業者等表彰要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇城市男女共同参画計画に掲げる基本理念“女(ひと)と男(ひと)で築く、やさしく住みよいまちづくり”を推進するために、積極的に男女共同参画社会づくりに取り組む事業者及び団体(以下「事業者等」という。)を表彰し、もって男女共同参画社会づくりに関する市民及び他の事業者等の関心と意欲を高めることにより、本市における男女共同参画社会の形成に資することを目的とする。

(表彰対象者)

第2条 表彰の対象となるものは、男女共同参画の推進に関した次のいずれかに該当する取組を積極的に行っている事業者等とする。

- (1) 女性の能力活用や職域拡大のための取組
- (2) 仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するため取組
- (3) 前2号に掲げるもののほか、男女が共同して参画することのできる環境づくりのための取組

(応募又は推薦)

第3条 表彰する事業者等は、自らの応募又は第三者から推薦されたものの中からとする。

2 前項の応募及び推薦は、宇城市男女共同参画推進事業者等表彰応募書(別記様式)により行うものとする。

(選考の方法)

第4条 市長は、事業者等から提出された応募書に基づき、選考委員会の選考を経て、被表彰者を決定する。

(組織)

第5条 選考委員は、副市長、総務部長及び男女共同参画社会推進委員会長をもって組織する。

(表彰の方法)

第6条 市長は、被表彰者に対し、表彰状及び記念品を授与する。

(公表)

第7条 市長は、被表彰者について、広報への掲載その他の方法により公表するものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

宇城市女性人材リスト登録事業実施要項

(趣旨)

- 1 この要項は、市内の各分野で活躍している女性を、宇城市女性人材リスト（以下「リスト」という。）に登録するとともに、登録された女性に対し、政策・方針決定の場である各種審議会等をはじめ、市が実施する諸活動へ参画する機会を提供する女性人材リスト登録事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施主体)

- 2 この事業の実施主体は宇城市（以下「市」という。）とする。

(登録対象者)

- 3 リストの登録対象者は、20歳以上の女性で、次の各号のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 市に現住所を有し、市政に関心があり、社会活動や地域の発展に熱意を持って貢献できる者
 - (2) 仕事、研究、芸術、スポーツ等のあらゆる分野で専門的な知識や活動実績のある者又は有識者若しくは有資格者

(登録方法)

- 4 広い分野から人材を起用することを基本とし、本人あてに「宇城市女性人材リスト登録票」（別記1号様式）を送付し、登録について了解が得られた者を登録する。

(登録の期間)

- 5 リストの登録期間は、登録した日から、登録者から登録の抹消の申出があった日までとする。

(情報の管理)

- 6 リストに登録した情報の管理は、次に掲げるところによる。
 - (1) リストに登録した個人情報、プライバシー保護に十分配慮し、宇城市個人情報保護条例（平成19年条例第35号）の規定に基づき管理する。
 - (2) 市は、必要に応じ、リスト登録者の現況を調査するものとする。
 - (3) リストの管理者は、総務部人権啓発課長（以下「管理者」という。）とする。

(情報の提供)

- 7 リストの利用を希望する者は、管理者に対し利用申出書（別記第2号様式）により申し出ることとし、次のいずれかに該当する場合に限り、その利用を認める。
 - (1) 国、県又は市町村において、各種審議会、委員会等の委員の人選をするとき。
 - (2) 国、県又は市町村において、研修会、講演会等の講師等の人選をするとき。
 - (3) 市の諸事業推進のため女性人材を必要とするとき。
 - (4) その他市が必要と認めるとき。

(不適格者の取扱い)

- 8 次の各号のいずれかに該当するものはリストから外す。
 - (1) リスト登録を営利目的に利用する者
 - (2) リスト登録を政治活動・宗教活動に利用する者
 - (3) その他市がリスト登録者としてふさわしくないと認めた者

附 則

この要項は、平成20年12月1日から施行する。

宇城市長 末松 直洋 様

要 望 書

人口減少や少子高齢化、家族や地域社会の多様化、経済や情報のグローバル化など社会が急速に変化する中、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の力は不可欠です。

すべての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される、持続的な社会の実現のため、次の6点について要望します。

- 1 防災・復興の分野において、女性の感性や視点を活かす「女性力」の活用に取り組み、男女がバランスよく配置され、災害に強いまちづくりへの女性の参画を継続して推進すること。
- 2 地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を推進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進に取り組むこと。
- 3 充実した生活を送るためには「仕事」と「生活」のバランスを保つことが必要であるため、ワーク・ライフ・バランスを広く周知し、必要な環境・体制を整えること。特に推進主体である行政分野において、働き方改革を行い、環境・体制の整備を促進すること。
- 4 政策、方針決定過程への女性の参画については、女性が活躍できる環境や制度の整備、また、管理及び指導的立場への登用を地域や事業所へ働きかけること。特に、推進主体である行政分野においては、性別にかかわらず人材を育成し、女性職員の管理職登用を推進すること。
- 5 男女共同参画の意義について理解を促進し、固定的性別役割分担意識など無意識の偏見にとらわれず、誰もが安心して個性と能力を発揮できるよう意識啓発や環境整備を行うこと。
- 6 生涯を通じての市民への健康支援を行うとともに、性の尊重と個人としての尊厳への理解を求めていくこと。また、あらゆる暴力(DV・セクハラ・ストーカー等)は犯罪につながる人権侵害であり、子どもから高齢者まで一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりのため、暴力根絶のための予防と対策を講じること。

2025年(令和7年)3月25日

宇城市男女共同参画社会推進委員会

会 長 稲田 さゆり

宇城市議会議長 豊田 紀代美 様

要 望 書

人口減少や少子高齢化、家族や地域社会の多様化、経済や情報のグローバル化など社会が急速に変化する中、持続的な成長を実現し、社会の活力を維持していくためには、女性の力は不可欠です。

すべての人が生きがいを感じられ、多様性が尊重される、持続的な社会の実現のため、次の6点について要望します。

- 1 防災・復興の分野において、女性の感性や視点を活かす「女性力」の活用に取り組み、男女がバランスよく配置され、災害に強いまちづくりへの女性の参画を継続して推進すること。
- 2 市議会議員への男女共同参画研修会を引き続き実施していくこと。
- 3 地域社会における女性の活躍を推進するため、リーダーとしての女性の参画を推進するとともに、地域での女性の働く場の確保、女性による起業の支援、これまで女性の活躍が少なかった分野での活躍推進に取り組むこと。
- 4 充実した生活を送るためには「仕事」と「生活」のバランスを保つことが必要であるため、ワーク・ライフ・バランスを広く周知し、働き方改革を行い、環境・体制の整備を促進すること。
- 5 男女共同参画の意義について理解を促進し、固定的性別役割分担意識など無意識の偏見にとらわれず、誰もが安心して個性と能力を発揮できるよう意識啓発や環境整備を行うこと。
- 6 生涯を通じての市民への健康支援を行うとともに、性の尊重と個人としての尊厳への理解を求めていくこと。また、あらゆる暴力(DV・セクハラ・ストーカー等)は犯罪につながる人権侵害であり、子どもから高齢者まで一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりのため、暴力根絶のための予防と対策を講じること。

2025年(令和7年)3月25日

宇城市男女共同参画社会推進委員会

会 長 稲田 さゆり

事務連絡
令和6年12月20日

部（局）長・支所長 各位

総務部長

審議会・委員会等への女性登用の促進について（依頼）

市では、宇城市男女共同参画計画及び宇城市審議会等の設置等に関する指針に基づくガイドラインを作成し、審議会等委員における女性委員の割合を30%以上にすることを目標に取り組みを進めています。

しかし、審議会等委員における女性委員の割合は、充て職による委員が多数を占める等の理由があると考えられますが、いまだに20%台にとどまっております。

つきましては、所管の審議会等への委員推薦を団体に依頼する際に、女性登用を念頭に置いた推薦を行っていただくよう、再度、下記項目について団体に働きかけをお願いします。

また、審議会等委員の委嘱等を新たに行う場合は「審議会等委員への女性の登用促進ガイドライン」の規定により、所管課長におかれましては、必ず2箇月前までに事前協議書を人権啓発課長に提出していただき、女性登用の促進に努めていただきますようお願いいたします。

記

- 1 団体推薦委員については、女性委員の占める割合が依然として低いことから、委員の推薦に当たって協力を依頼する。
- 2 推薦に当たっては、代表者や長に限定せず、当該団体に在籍する女性の中からの推薦を検討するよう依頼する。

※女性委員の候補者名簿として「女性人材リスト登録者」をネットフォルダに掲載しています。委員等の選出の際にご活用ください。

【問い合わせ先】

総務部人権啓発課 松村（内線 1234）

広報うき掲載記事

(パートナーシップ通信 2024年4月~2025年3月)



ジェンダーの視点で防災・復興を考えよう

これまでの災害現場では、意思決定の場に参画する女性の割合が低く、女性と男性のニーズの違いなどが配慮されないといった課題がありました。そのため災害時には、女性用品や子育て・介護用品の不足、衛生面の不安などの問題、プライバシー・安全性の課題やケア労働の過度の負担・DVや性暴力の増加といった問題が女性に降りかかっていました。

女性も防災・復興の主體的な担い手です。災害対応に女性の視点を生かすことは地域の防災力向上につながります。まずは日頃から女性と男性が共に参画する体制を作りましょう。



POINT 災害時、女性の視点を生かすポイント

1 防災・復興に関する意思決定の場への女性の参画を推進

防災会議への参加や自治会役員に占める女性の割合を高め、多様なニーズ・リスクへの対応力を高める。

2 防災の現場で女性の参画を拡大

自主防災組織、消防団、災害発生時の避難所などの現場へ女性が数多く参画することで、女性の視点や意見を反映しやすくし、ニーズや女性への影響に配慮した細かな支援につなげる。

3 女性活躍への支援と意識改革

自治会や自主防災組織で活躍する女性を支援し、女性も主體的な担い手であることや女性視点の重要性についての意識を改革する。

使ってみよう 公共交通

市の公共交通の今を隔月でお知らせ



企画課 ☎ 32-1902

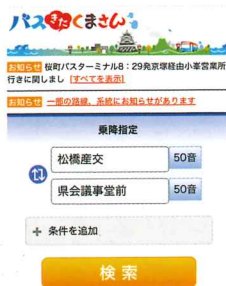
バスの乗り方を紹介します

路線バスでは、利用者の減少が続いており、バスに乗ることがない、乗り方が分からない人が増えています。そこで今回、バスの乗り方を紹介。暖かな気候になるこの時期に、バスでおで掛けしませんか。

check!
バスの利用が更に便利に
バスきたくまさん

県内で運行しているバスの現在位置を、スマートフォンやパソコンで場所や時間を問わず確認できます。

バスきたくまさんHP



バスの乗り方

1. 乗車する



乗車口から乗り、整理券を取る。またはカードリーダーにICカードをタッチして乗る。

2. 降車ボタンを押す



目的地バス停の案内放送が流れたら降車ボタンを押して降りることを知らせる。

3. 運賃を確認する



整理券の番号を確認し、前方の運賃表で運賃を確認する。

4. 支払って降りる



到着したら運賃箱に整理券とお金を入れる。ICカードの場合はカードリーダーにタッチして降りる。



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

地域に女性の視点を ～活躍する女性区長～

宇城市には、176の行政区がありますが、女性が区長を務めているのは2地区のみです。そのうちの1地区である不知火町高良地区は、役員ほとんどが女性。令和4年に松本直子なおこさんが区長になってからは、これまでにない試みや工夫を重ねて地域活動の輪を広げています。

例えば、敬老会の記念品としてライトと緊急ホイッスルが1つになった防災ペンダントを贈り、他の地区の人からも要望があがるほどの好評を得ました。また、地区恒例の防災ウォーキングには、住民の発案からゴミ拾いを取り入れ、防災・健康づくりに加えて環境美化にも貢献しました。

今後は、地区の活動に若い人の参加を促すため、子ども会と協力し、子どもたちが参加して楽しめるイベントを計画しています。

防災ペンダントを手にする松本区長



新旧役員のみなさん



松本区長は「こうした取り組みをするために、まずは区の役員が楽しむことが大事。自らが楽しめない誰もしません。高良地区ではサポート体制が整っているため、区長としての役割がスムーズにできるので、ありがたく思っています。」と語りました。

役員谁也が楽しく、意見やアイデアを出しやすい雰囲気づくりに取り組むとともに、女性の視点からの細やかな心配りや着想で地域に新しい風を起こしています。

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934

本田博通ひろみち地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



核兵器禁止条約参加を 求める意見書」市議会で採択

教室に来ていただいたのは、担任する子ども(小3)のおじいちゃん、丸山新一さんです。

太平洋戦争末期、軍艦製造のため、長崎の三菱造船所に徴用されました。朝5時に寮から6キロを歩いて通い、深夜に帰宅する毎日。休みは1日もありません。21歳の4年目の夏でした。新一さんは父の葬儀のため大矢野町の実家に帰りますが、復帰に遅れてしまいます。

「新一さんは3日の休かをとってかえりました。でも4日たつてかえつたから、しゅけいしつという所によられました。そしておくれた理由を聞かれて、死ぬほどなぐられました。そのとき、原子ばくだんが落ちました。8月9日午前11時2分です。わたしは、そこで初めて聞いたことが二つあります。一つは「このばくだんで、たくさんの家がもえたことです。二つめは海がもえたことです。」

子どもの作文

「きこの雲の下、暗闇に包ま

た主刑室から新一さんは防空壕に逃げ込みます。海をも焦がす、未曾有みぞうの熾烈しりつな爆炎。熱線の直撃は免れましたが、放射能を帯びた煙はその後長く新一さんを苦しめました。

35年前の被爆講話です。当時は被爆体験、戦争体験を子どもたちに語っていただける方が身近におられました。

「戦争の惨害から将来の世代を救う」ための国際機構、国連は2021年に核兵器禁止条約を発効させました。しかし唯一の戦争被爆国、日本は参加していません。その日本政府の参加を求める意見書が宇城市議会(昨年12月)で採択されました。

県内では上天草市、菊池市、玉名市、小国町、長洲町、錦町、苓北町に続いて8番目になります。

「いまこそ広島、長崎の原爆被害を体験した日本の政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たねばなりません。その証として、核兵器禁止条約に参加、調印、批准することを強く求めます。」意見書の結びです。



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

不知火美術館・図書館の
おすすめの本を紹介!

「だれもがどれも選べる社会に」 男女共同参画週間（6月23日～29日）

誰もが、職場で、学校で、地域で、家庭で、それぞれの個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を実現するためには行政だけでなく、皆さん一人ひとりの取り組みが必要です。

私たちのまわりの男女共同参画について、この機会に考えてみませんか？



市では、男女共同参画社会への理解を深めるため、啓発パネル展を行います。

【啓発パネル展】
期間 6月21日(金)～30日(日)
場所 ウイングまつばせロビー

子ども向け

「男の子は強くなきゃだめ？」

文：ジェシカ・サンダース
 絵：ロビー・キヤスロ
 訳：西田 佳子



男の子だから…女の子だから…のような決めつけにとらわれなくて、もっと自分の気持ちに素直に表現してみましょう。「自分らしく生きる＝素晴らしい」という気持ちを与えてくれる親子で一緒に読んでほしい絵本です。

大人向け

「皿洗いの、どっち？」



制度が確立しても、家事や育児は女性の役割とされがち。この本は同棲から結婚までの男女の心理戦が、超個人的実況レポートとして痛快に描かれています。主張をすり合わせながら、幸せになろうという気持ちにさせてくれる1冊です。

使ってみよう **公共交通** 市の公共交通の今を隔月でお知らせ 企画課 ☎32-1902

運転士募集

熊本バス 産交バス

※運転士の1日のスケジュールなども掲載されています。

バスの運転士とは どんな仕事？

公共交通を守るためには、担い手である運転士の確保が必要です。全国的に運転士不足が深刻化しており、公共交通の維持に影響を及ぼしています。

地域の皆さんが移動する手段として頼られている路線バスの運転士は、多くの人々と暮らしてとって欠かせない存在です。

そこで今回は、バスの運転士のお仕事について紹介します。

どうやってたらなれる？

路線バスの運転には、大型二種免許が必要です。バス会社では免許取得を支援する制度もあります。詳しくは各社ホームページをご覧ください。

仕事のやりがい

お客さまから乗降時に笑顔で「ありがとう」と言われることです。バスはお客さまの命を乗せています。「ありがとう」の言葉を大切に安全に運ぶ誇りある仕事だと思えます。

工夫している点

人と同じくバスも毎日表情が変わるので、バスと会話しながら運転しています。

熊本バス運転士32年目 樋田浩二さん(54)

運転士に聞いてみました

きっかけ

前職はトラックの運転手でした。知人からの誘いでバス運転士になりました。私のようにトラックなどの運転関係からの転職者が多いですね。

求められるもの

教習中に教官から学んだ「お客さまを安全で正確に目的地にお届けすること」を意識しています。

産交バス運転士20年目 有馬幸雄さん(58)



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

「男女共同参画社会」について考えてみませんか？

～『ひと』と『ひと』で築く、やさしい住みよいまちづくり～

市男女共同参画審議会、新会長の
 澤田道夫さんに話を聞きました



Profile
 澤田道夫さん(54)

熊本県立大学総合管理学部教授。
 地方自治充実・強化のための方策、
 参加・協働のまちづくりを研究課
 題として取り組んでいる。

女性の社会進出が進んだ現在、「男女共同参画社会」を築くことは必要不可欠です。

今年4月、今後消滅する可能性があるとして分析された市町村が公開され、大きな話題となりました。熊本も県南を中心に18市町村が消滅可能性自治体とされています(宇城市は入っていません)。

ではなぜ「消滅可能性」なのでしょう。それは

地方から都市部へ女性が流出することにほかなりません。次世代を担う子どもを出産できる女性が減少することで、人口減少が加速するのです。

よって地域の将来を考えるなら、女性が住みやすいまちかどうか、女性の雇用・結婚・妊娠・出産・子育てに対し十分な支援ができていくかを常に考えなければいけません。

国際的な指標であるジェンダー・ギャップ指数(GGI)では、日本の順位は世界146ヶ国中118位と低い順位に留まっています。日本が構築してきた男性優位の社会システムが現代の閉塞感を生み出し、地方の急激な人口減少を招くのかかもしれません。市民一人ひとりに男女共同参画についてもう一度考えていただきたいと思います。

みんなで学ぼうじんけん

生涯学習課 ☎32-1934

本^{ひろみち}田博通地域人権教育指導員が学校で働いていた経験などから「じんけん」の今をお伝えします



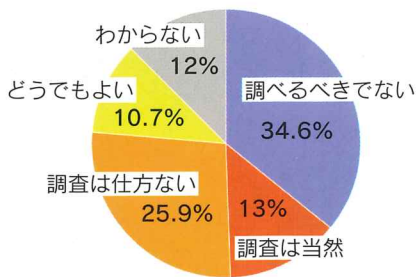
本人通知制度

『通知書は、登録者自身に係る証明書を第三者に交付した場
 合に限り送付します。』

私が市民課に登録したのは、「宇城市本人通知制度」。これは、他人が勝手に自分の戸籍謄本などを取得したときは連絡が来る制度です。

2011年、法務事務所の社長、司法書士ら5人が職務上請求書を大量に偽造して戸籍を不正に入手し、逮捕されました。捜査から大がかりなネットワークの存在も明らかになり、延べ28人が逮捕されました(プライバシー事件)。依頼の大半は差別的な結婚調査でしたが、振り込め詐欺などにも使われていました。

就職や結婚などの身元調査



宇城市人権に関する意識調査 2019.11

上の円グラフは2019年に宇城市が行った市民意識調査の一つ。就職・結婚時などに、「本人や家族の職業・学歴・収入財産・病歴・障害の有無などを調べることをどう思いますか」と尋ねたものです。残念ながら「調べるべきでない」はおよそ3分の1にとどまっています。

先の事件の背景には、いまだに結婚や就職のときに身元調査をおこない、出身地や国籍などで相手を判断する差別意識や悪しき社会的慣習が存在していることが挙げられます。

結婚時の身元調査は言うまでもなく、就職採用においても、「本人の能力と適性とは関係ないことに執着して採用選考することは、企業の差別体質をさらけ出すことにもなり、社会的な信用を失墜させる」(福岡市企業同和問題推進協議会)ことです。

この事件により、本人通知制度を導入する自治体が増え、現在460市町村を超えています。「本人通知制度」の登録者が増えることは不正入手を抑制し、部落差別をはじめとする人権問題を許さない有力な方法の一つと考えています。



人権啓発課
 ☎ 32-1708 FAX 32-0110
 ✉ jinkenkeihatsuka@city.uki.lg.jp

あなたはと思う？

Q. 日本の国会議員(衆議院議員)に占める女性議員の割合は？
 ① 9.7% ② 48.3% ③ 61.3%

日本 海外

POINT

世界と比べても、日本の女性議員の少なさは顕著で、列強国会同盟(IPU)のランキングでは190か国中162位、G7諸国では最低です。ちなみに2021年の世界の国会議員で女性が占める割合は26.1%でした(IPU発表)。女性議員が1割にも満たない日本の現状をどう考えますか？

順位	国	議員数	うち女性	女性議員の比率
1	ルワンダ	80	49	61.3%
6	ニュージーランド	120	59	49.2%
14	フィンランド	200	91	45.5%
33	フランス	577	228	39.5%
70	アメリカ合衆国	430	121	28.1%
123	大韓民国	295	55	18.6%
162	日本	465	45	9.7%

女性議員が少ない日本の現状

左の絵は、熊本県民交流会館パレオ男女共同参画センターが作成した啓発パネルです。

世界各国と比べ、日本の女性議員は少ない状況です。列強国会同盟(IPU)のランキングでは、190か国中162位で G7諸国の最低に位置しています。ちなみに、IPU が発表した2021年の世界の国会議員では、女性が占める割合は26.1%でした。

女性議員が1割にも満たない日本の現状を、皆さんはどう考えますか？

順位	国	議員数	うち女性	女性議員の比率
1	ルワンダ	80	49	61.3%
6	ニュージーランド	120	59	49.2%
14	フィンランド	200	91	45.5%
33	フランス	577	228	39.5%
70	アメリカ合衆国	430	121	28.1%
123	大韓民国	295	55	18.6%
162	日本	465	45	9.7%

※二院制の場合は下院の数字

出典：列強国会同盟(IPU)公表データ(2022年5月)

使ってみよう 公共交通

市の公共交通の今を隔月でお知らせ



企画課 ☎32-1902

一 夏休みにバス・電車を使ってみませんか 一

皆さんは、バスや電車を利用していますか？まだ利用したことがない人もいませんか。

そこで、夏休みに小学生以下の児童がお得にバス・電車を利用できるサービスをご紹介します。

公共交通を利用して夏の思い出をつくりませんか。ぜひ、利用するきっかけにしてみてください。詳しくは各社ホームページをご覧ください。

①バスに乗り放題「キッズパス」

期間中、対象地域のバスや市電などに乗り放題。旅行や自由研究、クラブ活動や通塾にも便利です。

・有効期限 9月1日(日)

・価格 1,000円

・対象の路線バス、電車

産交バス、熊本電気鉄道(電車を含む)、熊本交通局(市電)、熊本バス、熊本都市バス、熊本城周遊バス、臨時バス、臨時電車(各社が指定した場合を除く)

②電車に乗り放題「こどもぼうけんきっぷ」

JR九州の普通列車・快速列車に1日乗り放題。特急券を購入すればJR九州の新幹線や特急列車にも乗車できます。

・対象期間 9月1日(日)まで

※期間中の1日乗り放題

・価格 100円(使う日の前日までに購入)

・対象区間 JR九州の普通列車、快速列車



①キッズパス



②こどもぼうけんきっぷ



